

## 令和7年第1回古殿町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和7年3月12日(水)午前10時開議

- 日程第1 議案第2号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 日程第3 議案第4号 古殿町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 古殿町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 古殿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 古殿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 古殿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 古殿町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第9 議案第10号 財産の取得について
- 日程第10 議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第12号 令和6年度古殿町一般会計第7次補正予算
- 日程第12 議案第13号 令和6年度古殿町介護保険特別会計第4次補正予算
- 日程第13 議案第14号 令和6年度古殿町後期高齢者医療特別会計第2次補正予算
- 日程第14 議案第15号 令和6年度古殿町宅地造成事業特別会計第2次補正予算
- 日程第15 議案第16号 令和6年度古殿町簡易水道事業会計第2次補正予算
- 日程第16 議案第17号 令和6年度古殿町下水道事業会計第2次補正予算
- 日程第17 議案第18号 令和7年度古殿町一般会計予算
- 日程第18 議案第19号 令和7年度古殿町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 令和7年度古殿町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和7年度古殿町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 令和7年度古殿町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 令和7年度古殿町簡易水道事業会計予算
- 日程第23 議案第24号 令和7年度古殿町下水道事業会計予算
- 日程第24 追加議案の上程(議案第25号～議案第27号)3件
- 日程第25 議案第25号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第26 議案第26号 監査委員の選任について
- 日程第27 議案第27号 工事請負契約の締結について

日程第28 請願の処理

日程第29 発議の上程（発委第1号、発議第1号）2件

日程第30 発委第1号 古殿町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第31 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

日程第32 議員の派遣について

日程第33 閉会中の継続調査申出

---

出席議員（10名）

1番	根 本 重 一 君	2番	根 本 太郎兵衛 君
3番	鈴 木 隆 君	4番	野 崎 喜 彦 君
5番	佐 川 勇 司 君	6番	佐 藤 一 夫 君
7番	岡 部 淳 一 君	8番	木 戸 久 康 君
9番	松 崎 法 通 君	10番	緑 川 栄 一 君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 光 徳 君	副 町 長	奥 豊 君
総 務 課 長	鈴 木 一 彦 君	産 業 振 興 課 長	佐 川 文 夫 君
地 域 整 備 課 長	矢 内 伸 一 君	住 民 税 務 課 長	水 野 博 枝 君
会 計 管 理 者	水 野 博 枝 君	健 康 福 祉 課 長	生 田 目 太 郎 君
健 康 管 理 セ ン タ ー 所 長	矢 吹 昭 雄 君	こ ど も 園 長	吉 田 和 夫 君
教 育 長	渡 邊 宏 文 君	教 育 次 長	佐 藤 奥 枝 君
公 民 館 長	佐 川 富 克 君	総 務 課 長 補 佐	矢 吹 淳 君
地 域 整 備 課 長 補 佐	渡 辺 登 君	産 業 振 興 課 長 補 佐	加 藤 裕 一 君
健 康 福 祉 課 長 補 佐	芳 賀 貴 子 君	住 民 税 務 課 長 補 佐	武 藤 英 昭 君
出 納 室 長 補 佐	鈴 木 佐 知 子 君		

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 野 崎 貴 弘 書 記 水 野 梢

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（緑川栄一君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

◎議案・発議案の提出の報告

○議長（緑川栄一君） 日程に先立ち報告します。

町長より議案第25号から議案第27号の追加提案がありました。

また、議会運営委員長、野崎喜彦君から発委第1号の提出がありましたので報告します。

また、総務常任委員長、鈴木隆君ほか1名から発議第1号の提出がありましたので報告します。

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第1、議案第2号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第2号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第2、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） それでは、刑法等ということで、我々はなかなかこういう法に接する機会はありませんが、この条例の中を見てもみますと、禁錮刑が拘禁刑になるなど、実質罪に問われた場合の内容が記されておりますけれども、そのことについては、この中でどのように整理されたというふうに受け取ればいいですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

刑法の改正によりまして、禁錮、または懲役の刑というものが拘禁刑に統一されたということを受けまして、町の条例で関係する文言が、「禁錮又は懲役の刑」を「拘禁刑」ということに改めるものが主な改正の内容になってございます。

ちなみに、関係する条例は、職員の給与に関する条例、職員の分限の手続及び効果に関する条例、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、古殿町個人情報保護法施行条例、古殿町議会の個人情報の保護に関する条例が関係する条例でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そうすると、今、読み上げていただきました条例に反したことをすれば、当然これまでは懲役か禁錮という形だったものが、統一されて拘禁刑になるということによろしいですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

禁錮、または懲役の刑が関係する職員等に科せられた場合の町の対応としての条例が定められているということでございます。

それが拘禁刑という形に統一されたことから、文言の修正ということで、効果そのものは、効能といいますか効果といいますか、そのものは何ら変わらないというところでございます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第3、議案第4号 古殿町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 古殿町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第4号 古殿町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第4、議案第5号 古殿町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 古殿町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第5号 古殿町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第5、議案第6号 古殿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 内容的には、読むだけでも一定の意味合いは読み取れますが、この名称の変更等によって、いわゆる実質的な中身の変更ではないですね。そこだけお聞きします。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

議員ご指摘の点、実際にご指摘のとおりでございまして、何らサービス内容とかそういったものに関わる部分ではございませんので、その点はそういう形でお答えさせていただきます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 古殿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第6号 古殿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第6、議案第7号 古殿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 定められている基準の一部を改正するということですが、一部が改正されるとこれまでの状況とどう変わるのかについて、簡単にご説明をお願いします。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

議員ご指摘の、今回の一部改正が入ることによって、従前と何が変わるのかという点でございますが、実際に今回の改正内容に関しましては、内容としましては、従来、今までこの施設のほうに、いわゆる保育のサービスの提供の際に、必ず代替施設、連携協力施設を必ず定めてくださいというものが文言にあるわけなんです、それを猶予期間を設けて、まだつけなくていいですよと、それでサービスを開始してくださいという、そういう内容でございましたが、その期間を延長するという内容でございます。

実際に一部改正は入りますが、従前のものと形としましては変わるところはないといった改正の内容でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） この後出てきますけれども、議案第9号で乳児等の通園という内容が出てきますが、このこととは特別は関係はありませんか。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

議員ご質問の点に関しまして、この後の第9号との関連ということでございますが、直接的に関連するものはございませんが、トータル的に見まして、いわゆる各子育て関係の施設に対する配慮という点では同じ内容というジャンルになってはおります。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 古殿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第7号 古殿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第7、議案第8号 古殿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） ここでも同じく一部の改定という形なのですが、家庭的保育のいわゆる内容の説明と、その一部は何が変わるのかについて簡単に説明願います。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

議員ご質問の家庭的保育事業の内容でございますが、実際に子育て施設に関しまして、多岐にわたりますが、一言で言いますと定員が20人に満たない小規模の施設に関連するものを家庭的保育ということでお呼びしております。

一部改正の内容につきましては、先ほど第7号でご審議いただきました特定教育の部分と内容は同じでございます。

以上です。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 古殿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第8号 古殿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第8、議案第9号 古殿町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） この条例は、これまで乳児等の通園支援事業というものを古殿町の中では行ってはきていなかった、その状況の中で今回定められる条例という意味合いですけれども、これから始まるということになれば、いわゆる設備及び運営という内容ですから、まず設備についてお聞きしますけれども、このことが条例化され、これを運営するようになれば、設備は今は整っているという状況ですか。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

議員ご質問の乳児等通園支援事業でございますが、一般的に呼ばれておりますのが誰でも通園制度という言葉で呼ばれている内容でございます。

実際、今回、条例制定に至りましたのは、児童福祉法の改正によりまして、この事業自体が令和8年度から全国で開始されるということで、各市町村のほうでの条例の制定を求められているというところで今回出させていただきました。

令和8年度ということで、いわゆる基準という部分でございまして、それは公立のこども園に限らず、もしかしたら民間の方が仮に進出されるということであれば、こちらの基準を使っただけという内容にはなりますが、実際にふるどのこども園でこちらの事業を取り組むかどうかに関しましては、令和7年度中をかけて検討してまいりたいと思っております。

実際に今回ご利用いただくお子さんに関しましては、ゼロ歳児から2歳児の方で保育所などに通っていない

お子さんが月10時間使えるという内容になっております。これはあくまで想定しているのは、待機児童が多い都市部の施設を想定した内容となっております。なかなかこういう古殿町の地域ではなじまないものとなっておりますが、今後、7年度にかけて検討してまいりまして、いわゆる預かる教室に関しましては、今、空きの教室もございますので、施設的には特に問題はないところでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 8年度からこういう制度に基づいて、いわゆるゼロ歳児からの家庭で待機しているような状況を含めた子供たちに対応するというところでしょけれども、これ7年度の中でこの問題について精査をしていくということですが、今、言われたように、古殿町のような状況の中では、なかなかというか、そういう状況にはなっていないのかなという状況ですが、なっていないかどうかというのは精査をした上でのことであって、今こういう家庭の中で、なかなかやっぱり通わせることができないような状況もあるというのは世間一般で知っているところですけども、そうするとこの条例に基づいて、古殿町ではもしそういう事態が発生したときに、その子供たちを、幼児を預かってその面倒を見るという状況は想定した形で考えているわけですね。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

想定といいますか、そういった形の例はある程度、想定した上での形にはなりますが、現時点で町の施策といたしまして、ゼロ歳から2歳児の方も無償で今、こども園をご利用いただいております。

実際、この乳幼児等通園支援事業というのは有償で行う事業ということで、国全体で見ればゼロ歳から2歳児は有償でございますので、有償で運営する内容とはなっております。

実際にふるどのこども園で仮にご利用いただく場合には、この制度というよりは、仮に入園いただければ無償でご利用いただけるという部分がございますので、その辺の比較をしながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 古殿町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第9号 古殿町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第9、議案第10号 財産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 2、3点確認と質問をさせていただきたいと思います。

昨日、全協でもってお話を伺いましたけれども、その説明内容と交渉過程等について再度確認をしたいというふうに思っています。

昨年の11月、大竹氏から町の提示額で買ってほしいとの話があったと、これが1つの事実。

2つ目が、道路は無償で貸しているけれども、道だけの買上げではなくて、原野全部を買ってもらいたいと。さらに、千葉県の外資系の企業から7,000万で買いたいというような申出があったけれども、今後の町のためにも町に買ってほしいというようなことの実事。

それと、町でも本件土地を購入しないで別のルートを開設した場合、メートル当たり20万円で、約1キロあるので約2億円を要すると。道路だけでも多額の費用がかかるので、展望台へ登る道の確保をしなければならぬと。15万7,000平方メートルの原野、雑種地を2,360万円で買いたいと。

こうした説明、交渉過程だったということで認識しておりますけれども、これに間違いございませんか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 議員ご認識のとおりで、よろしく願いいたします。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） そこで、この3点について再度お伺いしたいと思います。

1点目ですけれども、交渉過程の中で全部買ってほしいということが前提だと、買ってもらえなければ土地の無償貸与は解除するというような話は一回たりともなかったですか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） その条件でなければ通行を許可しないというような、解除するというふうなことであれば、それはございませんでした。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） そうであるならば、それを前提的にすぐ解除するというような話がなかったのであれば、私は時間、期間を置いて、例えば信頼のできる人が買った、その後で、そういう人が土地を購入したというようなことから、その次にその人から登山道である通路ですか、そういったものを町が借り受ける、もしくは買い受ける、そういったような交渉過程、協議をする場の中で、自分たちもそういったことは思っていなかったですか。一回もなかったですか、そういうことは。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 協議の相手方が大竹氏であって、その他の状況というのは私たちのほうでは承知しておりませんので、あくまでもそうした申入れの中における対応というふうなことであります。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） そういった話合いというか、その対応の過程の中でなかったというようなことですけれども、それについては了解いたしました。

そういった選択肢も考えながら、そういった選択肢も私はあるんだろうというふうに思うんですね。一旦、別な人が買った場合に、それについて町が進入道路だけを購入するというような売買契約であったり、そういったものを結ぶことも全く可能ですから。そういった選択肢はなかったということなんでしょうけれども。

最後に1つお聞きしたいのは、この15万平方メートル、それで2,360万円ですか、この土地を買うに当たって町長が買いたい最大の理由、これだということをお示しいただけますか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 全協でもお話ししましたが、1つの最大の理由は山頂に登る進入路の確保ということが最大の理由であります。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） これは議員として聞いておかなければならないですね。

これ昨日、全員協議会を開いてもらって内容的には大体分かりました。分かりましたが、昨日、全員協議会を開かないで今日この提案でやれば、これ物すごく私、書いてきたんです。もう物すごく聞くことがあると思って聞いていたんですが、昨日の段階で分かったんですが、一応、議事録に残すために、町民に説明するためにもう一回聞きます。

これ私の私見も入りますから、ちょっと不穏当な発言が出るかもしれませんが、そのときには注意してください。間違っていたら間違いと言ってくださいね、私自身がこの件について町民に説明をしなければなりませんからね、この件について。

町民が、多分この件は私の考えではもう70%は反対でしょう。多分ですよ、今の段階では。ですが、自分で70%反対でも、20%、30%の人が賛成して、私もまあまあしようがないかと思えば賛否に加わるということで、ちょっと聞きますが、言いにくいこともちょっと言いますが、もうこれからは行政として不要な不動産なんていうのはもう買う時代ではないですよ、不要な不動産は、絶対ないですよ、これは。幾ら100万だろうが何百万だろうが、これは不要だけれども、どうした買ってくれないかなと来た場合に、では買っておくかというような時代ではないですよ。

ただ、町がこれは必要かなと思ったときには買っていいですよ。例えば、その辺の不動産とかなんかがありましたね。どうしても町で使うならば売ってもいいですよというような形で、町で買ったのか買わないのか分かりませんが、議会としてはいいでしょうということで今、進めていると思いますが、それとこれとはちょっと違いますよ。

まず、そんなに長くはしゃべりませんが、一番先に思ったのは、なぜ町がこれに気をもんでいるのかというふうに思ったんですよ。なぜ気をもんでいるのかと。個人が民間に7,000万で売るよと言っているんですよ。7,000万で買うと言っているのならば、当然7,000万のところに売るのが当たり前でしょう。

ところが、幾ら本当に町を思って、いや町で使うのならば町に売りますよと言って、町の評価でやったら2,300万だど。どう考えたって、個人的に考えれば7,000万のほうに売るでしょう。どう考えたって、よっぽど町のことを思ってくれる人ならば、いや7,000万なんか要らないですよ、2,000万も要らないですよ、町に寄附しますよというのが本当の気持ちですよ。

そうすれば、町では、いや、寄附ということではいけないだろうと、それで評価額を出そうと行って、評価額を出したら2,300万円だから、2,300万でどうしたというふうに議会にかけるのが普通だと思いますよ。普通は誰が考えてもそう思いますね。

ところが、出てきて考えてみれば、個人が個人に売って幾ら売買したって構わないが、その後でさっき野崎議員が言ったとおり、道だけを買えばいいんですよ、道だけを。道だけを買う、もしくは道だけを今度はきちんとした契約を結んで契約すると。売買ではなくて賃貸の契約をすとか、そういうふうになれば何の問題もないと思いますよ、不要な土地は要らないと。

ところが、昨日聞きましたらば、町としても三株の富士見台、展望台があるために絶対に道は必要だど。今年間300人ぐらい入るのかな、分からないけれども300人ぐらい入るでしょう。そのためには絶対に道は必要だど。それで、必要だから、そこを駄目にしてどこか違うところからもう登山道を作ると。それは行政はそうですから、行政はもう絶対必要ならば、金がかかっても造るとというのが当たり前ですから、損得ではないですからね。

昨日の話では、1キロぐらいの道を造らなければならないから約2億の金がかかると。そうすれば、てんびんにかけた場合には、いや全部土地を買ってもこのままでいけば2,300万で上がると、登山道を造れば2億だというような考えで、それならばそれでよいのではないのかというふうに考えて出してきたと思いますが、町長、私、これは言うておきますから。

間違っていたら間違いと言ってくださいね、私の考えですから。これは町民に説明するために、私はこういうふうに説明したいと思いますからね。

個人が千葉県のとこで7,000万で買うという話が来たど。ところが、そのときに言いましたね、それは例えば中国のほうの何が何だか分からないのとか、反社の人が裏にたかっていけばもう駄目ですよというふうに言って、もっと慎重に進めたほうがいいですよというふうに前の全員協議会で出ましたね。

その後、ずっと進んできてここになったんですが、私の考えは多分その7,000万で買うという会社とはもう駄目になったんですよ。多分、駄目になったんです。これは私がそういうふうに言ったと言っていいですからね、駄目になったんですよ。それで、個人としては、今みんな分かるとおおり、どこでもそうですが、不動産をもう余らせているわけですよ、みんな余らせている。

それで、この人もちょうど道路も貸してあるから、それも親切心で、どうした、これ全部で買って欲しくないかというような話が町に来たど。町としては、いや、では道路を新しく造るとてんびんにかけたならば、固定の評価額でやったら2,300万だから、これでやったほうがいいのかということに議会にかけるようになったと。

流れ的にはそうだと思うが、どうですか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 相手方のほうの、買いたいと言っていたそのところとは私はコンタクトはしておりませんが、1つの木戸議員が今、推測する状況があるかどうかは私は分かりませんが、あったとしても、それはあくまでも町と大竹さんと交渉の中でそういうふうな話に至ったと。

ただ、今、言われるように、順序、タイミング、そういったことを踏まえたときには、そういった手順をもうちよっと踏んでもよかったのかなということは、私としては一つの反省として捉えております。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） ちょっと、一つの反省として心には留めていてほしいですね、これからもそういうこともある場合がありますから。やっぱり財産の取得ですから、ある程度慎重にいてもらわないと、どう考えてもそうでしょう。普通なら7,000万で売るのがなぜ町でというふうには、それは親切心で来たんでしょ。多分、親切心で来たけれども、普通に考えれば、あれちょっとおかしいな、これ何か裏があるのかなというふうに思うのが普通だと思いますからね、普通は。だけれども、ないんでしょう。多分ないからいいんですが。

本当に、これが通ればかなり町民の話題になることは間違いないですから、そのときにおおのの議員がどう判断するか分からないと思いますが、私は今、言ったような説明をしたいというふうに思っております。大体認めてくれたから、そのような形にしたいと思います。

それから、ちょっと総務課長、購入資金は土地開発基金を利用するとなっていますがどうですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

議員お見込みのとおり、土地開発基金で買収させていただきたいと考えております。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） 内容は分からないんですが、土地開発基金というのは多分1億ですよ。おふくろの駅の用地も買ったと。買って、それは後で戻ってくるんですよ。戻ってくるというのはどうですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

土地開発基金という基金は、その性質上、先行投資をして、今、議員ご指摘のおふくろの駅の拡張部分の用地も先行で買収ということで使わせていただきました。

それで、令和6年度、今年度、事業に着手ということで、一般会計でその土地を土地開発基金から買戻してございます。その資金として、過疎債を充当させていただいて土地を買収しているということで、おふくろの駅の拡張用地については、土地開発基金のほうにお金は戻っているという状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） なぜちょっと聞いたかということ、監査報告の中で、それは別に問題とかなんかではないですよ、ちょっと分からないから聞くんですが、11月と12月には土地開発基金が300万になっているんですよ。そして、1月になって6,000万という数になっていると。それは戻ってきたということなのか、そういう理解でいいの、戻ってきたということで。ああそう。

そうすると、今度のこの土地を買収した場合に、2,300万というのは土地開発基金を利用するんだけど、まだ戻ってくるのか、これは。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

お金を使って何らかの事業を行うときに、それは一般会計で買戻しをします。その金額というのは土地開発基金のほうに、土地だったものがお金に変わって入ってくるということで、戻ってくるという表現になりますけれども、そういう形にはなりません。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） そうすると、今、土地開発基金というのは約6,000万ですよ、あるのは。

ところが、約2,300万今度使うと。そうとすると、約4,000万になるんですよ。それがまた戻ってきて、1億にはまたなるということなの。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

土地開発基金としては、土地の部分と現金の部分で合わせて1億円ということになります。実際1億円はあるわけなんです。土地開発基金で土地を4,000万程度の部分、イセ食品の部分、あとは現金で6,000万の部分があるというところで、合計で1億円持っております、現状として。

現金で土地開発基金で2,300万で三株の土地を買うということになれば、それは2,300万は今度、土地で土地開発基金が持つということになります。

何らかの事業を行うときに一般会計で事業は行いますので、その土地を今度は一般会計で土地開発基金から買って現金化されるといいますか、土地が土地開発基金としては現金化されるという流れになります。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） それはもう事務屋の仕事ですから間違いはないですが、なんかぼんぼんとなったから、そしてまた土地開発金になったから、また戻ってくるのかなと思って聞いてみました。

いずれにしても、町長、この案件は、ほかの人は分からないですよ、私は本当に苦渋の決断をしなければならぬと思っています。苦渋の決断、それだけは申し上げておきます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 今、同僚議員の話で、おおむね昨日の状況も説明されたかというふうに思いますけれども、私からも何点か聞いておきたいと思います。

あの道の使い道についてというふうに単純に考えたときには、富士見台の展望台があるということ、そしてあの富士見台の展望台は町がお金を出すという形で、これまで議会で通ってきたということですが、今後あの展望台については、いわゆる老朽化する可能性があるわけですよ。

ですから、そういう状況のときには、またあそこに展望台を建て替えるという、そういう考え方は持っておりますか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 先のことは何とも申し上げられませんが、現時点でやはり1つの観光スポットでもある富士山が見えると、そうした中において展望台も更新しました。そうした中においては、やはり1つのポイント

トであるというふうな認識を持っております。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） これ、展望台そのものがなくなったら、道の必要性はなくなるんですよ。単純に言うと、登山道があれば十分それで賄うことができるんですよ、三株山の状況からしても。ですから、あそこに展望台があること、それからそのことが何らかの形で町のイメージにつながっているような状況があるという、これまでの経緯、経過というものはあることは私も分かっておりますが、その辺のところ、本当に明確に考えていかないと、買った後に富士見台そのものがなくなって、その道路の必要性がなくなるなんていう状況になったのでは、これはもう大変な状況になりますから、ですからその辺はしっかり考えておかなければならないということが第1点。

それから、もう一つは、新たな道路ということについて、私は最初の協議会のときから言いました。あそこではなくて、図面を見て分かるとおりの約同じ長さの距離感だから、新たなところに造ったらどうだと。こう言ったところ、新たなところにやる場合には20万で2億円かかるというような説明だったんですが、私、どう考えても20万の想定は、いわゆるきちっとした町の一つの型にはまったような道路を造るという意味の20万としか捉えることができないんですが、その20万の道路というのはどういうことを想定していますか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 分かりやすく申し上げれば、現道がありますよね、ああしたレベルというか、基準のものに想定しています。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） あその道路は、今、舗装になっているところは、NTTドコモから支援を受けて、三株牧野組合がその仕事を請け負うという形で多分造ったと思います。

金額的には、具体的なところは分かりませんが、1,000万を超えるような、そういう状況ではなかった。何百万かの状況の中でやったように記憶をしておりますし、私も参加しておりますので、その事業の内容については知っております。

ですから、町の基準に合ったいわゆる道路の形成ではなくて、いわゆる現物支給でやるような道路でも十分対応できるというふうに考えるべきと私は思っていたんですが、そういう道路を造るということは考えたことはありますか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 今の現道が牧野組合で請け負って対応したときの値段は分かりませんが、ただお金が足りなくなって町で助成してくれないかというふうなこともありました。そういった経過の中において、今、議員おっしゃられるような牧野さんがやられた道路に関しては、私はそれに対してコメントはしません。

ただ、町として道路整備をしていくというか、一定の基準を持って整備しなくてはならないという観点からメートル当たりの単価20万というふうな一つの目安をつけました。

あその進入路がかなわない場合にどうなんだということも想定しました。そうしたときに、勾配的なことも含めたとき、あそこ以外の形で行った場合には急勾配になります。急勾配を迂回するためには、延長を伸ばして迂回して行かなくてはならない。そうしたことも踏まえた中においての一定の目安の数字を、協議会の中

においてもお示しさせていただいたという流れであります。

今後、そういった中でやっていくときにどうなんだと言われれば、それは基準の中において、どこまでのグレードにするかということの精査はできるかとは思いますが。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そういう考え方からすれば、2億円というのが妥当なのかどうかということについては、なかなかやっぱり疑問符がつく点も私はあるというふうに関心しております。

しかし、昨日の協議の状況、それから今日のこの話の中で、私自身もこの問題に対してはどう判断すべきかについては非常に迷う状況です。

これはなぜかという、あそこのいわゆるわらび園の隣にあれだけの施設造成、駐車場とトイレを設置するという、遊歩道を造る、そこまでのことが、もはや行われていることをどう生かすかという観点からも考えるべきというふうには私は思っておりますので、その点ではやっぱり全体的な、開発ではなくて、全体的ないわゆるあそこに集う人たちのためになることをしていくということは必要だというふうには私は思っております。

ですから、状況の中でどういうふうに関心しているかについては迷うところではありますが、地域おこしに何らかの方向性が出ることも望ましいと私は思っておりますので、再度その問題について、道路のつけ替え等々などということは、多分、今日のこの採決が終わればもうあり得る話ではないので、そのところについては私自身の考え方を述べるということで質問しましたので、それを述べたということで終わりにしたいと思います。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 財産の取得、三株の原野、雑種地の取得について、大変苦渋の決断であります。あえて反対の立場から討論を行います。

本件土地は山上三本檜の大竹芳雄氏所有の三株の原野、雑種地で、合計面積15万7,475平方メートルであります。町では現在、この土地の一部を三株山頂への連絡道として無償で借り受けていたということでございます。

令和5年2月17日の議会全員協議会で、この土地取得について説明がございました。

関東にある太陽光の架台等を製作する会社からの土地の用地交渉があるということ、大竹氏から情報を得たというようなことでございました。

そうしたことが説明されたんですけれども、これに対して町長は、会社は千葉にあるようだが、外資系の会社役員が名を連ねていることが分かったと、いろいろと大変心配をしていると話されました。

さらに、三株山頂への連絡道を今後、整備する場合、1,500万円程度の費用がかかる。全部の土地を取得しても2,300万円であるから、残る土地を800万円で取得することになるので、全体の土地を得たほうが有利であるというような話もされました。

昨年の12月13日の全員協議会でも様々な意見が議員より出されました。今まで、議会に対しまして連絡道を整備したいとの話はございませんでした。そして、一度も予算化されることなく、このたび財産取得については何ら計画的なものがないというような認識を私は持っております。

大竹氏から、改めて連絡道を含む三株の土地を処分したいので、町に買ってほしいとの申出があったということでもあります。土地開発金を充当して先行取得したい旨の意向があるようでございます。

三株山地区全体の景観を確保、保全して自然保護に資することにつながるものであるのならばということについては一定の認識を持ち、かつ理解は私もしております。

私はこの15万平米にも及ぶ原野等を2,300万円で買い取ることに対しまして、この土地の評価額が原野、雑種地の価格として適正なものか、妥当な価格なのかということについて議論することは考えておりません。

しかしながら、近い将来に観光地としての開発計画がある、もしくは土地を求めることが町の将来について有意義である、取得することが町民の利益につながるというものであれば、三株の自然環境保全のためにも町が取得することに対して必要だと、自然環境のためには必要だということであるのならば、そうした確たる説明があるのであれば検討する余地は十分にあると私は思っております。かつ、町民にも理解が得られるというふうに思っております。

イセ食品の跡地の取得でも申し上げましたが、明確な使用目的の完遂がなされるよう目的を設定しているのであればいざ知らず、買っておけば何かに使える、利用できるという安易な投資はあるべきものではないと考えますし、できる財政状況にはないと私は考えております。まさしく塩漬けになるというに等しい土地を維持していただけるだけの財政基盤にはないというふうにも考えております。

さらに今後、莫大な予算を要するであろう道の駅の拡張工事も令和7年度に8,700万円で造成基本設計を進めることになっておりますが、予算の支出項目こそ違うものの、ほぼこの過疎債が充当されますけれども、これも令和8年度の竣工を目標ということでもございましたけれども、9年度にずれ込むとの説明が昨日初めてございました。そして、いまだに事業総額が一度も示されておられません。

今後、果たしてどのくらいの費用をつぎ込むことになるのか、費用が膨大化することにならないかと大変懸念をしております。

それならば、この道の駅拡張も含め、現在、山積課題であります人口減少問題、少子化、そして小中学校の再編など、そして移住・定住や若者を中心とした町の活性化事業についても目を向け、確固たる信念に基づく未来志向型の事業展開を図ることこそが町民の福祉の向上に資するものであると確信をしております。

こうしたことから、土地の取得には反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（緑川栄一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 原案に賛成の発言を許します。

3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 私は、議案第10号 財産の取得について賛成の立場から討論いたします。

観光資源の乏しい我が町で、展望台を含む三株山頂付近の不動産は、先々を考えると大変重要と考えるため賛成するものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（緑川栄一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで討論を終わります。

これから議案第10号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（緑川栄一君） 起立多数です。

議案第10号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第10、議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

お諮りします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

本案は、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（緑川栄一君） 起立全員です。

したがって、議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては同意することに決定しました。

暫時休議いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第11、議案第12号 令和6年度古殿町一般会計第7次補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） それでは、事業別予算説明書を基に何点か確認をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ページで申し上げていきます。

まず、6ページ、立木売払収入というのがございますが、ここはどこ場所でしょうか。まず、そこからお願いします。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

この立木売払収入に関しましては、三株国有林野の三株地区にあります部分林契約をした土地でございます。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） 次に、全て事業別説明書の質問になります。よろしくお願い申し上げます。

次に、10ページで総務費寄付金、これ当初予算で700万、補正で502万2,000円ということで、単純に言えばこれだけふるさと納税のご寄附をいただいたということだと思っておりますが、この増えた要因というか、個人の寄附ですからちょっとつかみにくいかもかもしれませんけれども、考えられそうな要因は何だと思えますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

当初予算ではもっと低い金額で、12月の補正で700万の収入見込みということにさせていただきまして、今回500万の上積みで、合計1,202万2,000円という寄附見込みで補正をさせていただいたところでございますけれども、要因としましては、返礼品の中身としましては、今年、革製品、かばん製品、そういうものを新たに返礼品として付け加えさせていただきまして、その部分が増加分、令和5年度と比べまして増えている部分というのは革製品が大半を占めている。それ以外の従来のもも若干は増えてございますが、革製品、かばん製品、そういうものが大きく返礼品として増えたというような要因でございます。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） 町でそういった特産品と申しますか、会社が製品化している部分が広く伝わって、それをご理解いただいてふるさと納税につながっているというのは大変喜ばしいことだというふうに思います。

でも、これはふるさと納税が入ってくる分、町民の方がやっぱりほかの自治体にふるさと納税しているということも当然あり得るわけで、それは大体の目安というか、何も通告していないので分かれば、町民の方がふるさと納税している金額、もし分かればおおむねをお願いします。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） お答えいたします。

令和5年中なのですが、424万9,500円ほどとなっております。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） ありがとうございます。

5年といえども、その寄附なさっているよりは、ふるさと納税で我が町が頂いているほうがはるかに多いということで、大変喜ばしいことだなというふうに思っております。

それから、40ページをお願いします。

40ページで、これはこういった昔、特別会計だったものが、今度は公会計ということで、そういった事業を取り組んだ中で、私がちょっと分からないのは、歳出の中でこれは大幅に、例えば7,600万の予算が補正で1,600万円減の補正、これは負担金補助及び交付金と、そういうふうな減の中身というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

こちらは公営企業会計の繰り出しということの戻しのイメージになるんですが、現在、今年から企業会計ということで、簡易水道、下水道事業の中では農業集落と林業集落排水事業があるんですが、そちらの、3月ですので精査をした中での戻しという形になります。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） それでは、次に56ページをお願いいたします。

56ページ、6次化商品製造委託料で140万ほどの減額になっております。これ、932万の予算額で、その減った中身とどのような6次化の製品が……ごめんなさい、これ多分大豆ミートの委託料だと思うんですけども、その委託の状況をちょっと、例えば量が少なくて委託料が減ったのか、委託そのものの単価が下がったのか、その辺はどうなんですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

確かに140万ほど減額にはなっているんですが、実際、議員おっしゃるとおり、これは大豆ミートの製造ということなんですが、大豆も実際には去年程度には取れているということで、実際、大豆が減っているとか、あと単価もすみません、特に少なくなったということではなくて、若干、当初予算で多く見積もっていた部分がありまして、それで減額になったというようなことでございます。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） もうちょっとで終わります。すみません。

まず、61ページなんですが、61ページの町産材利用住宅建築支援事業補助金なんですが、これ我が町も今定

例会の委員会で町の宅地分譲地、これが順調に売れていて、残りはまだ4区画みたいな状況を視察してまいりました。

当然、今、新築もなっております。そういった中で、本当に町としては町産材を利用して広くご利用いただきたいという中で、360万も減額をする、それだけ申請がないのか、利用がされていないのか、その辺はどうなんですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

今年度につきましては、当初400万ほど予算化していたんですが、実際のところは改築1件で40万の支出しかなかったということで、360万の減額となっております。

分譲地につきましても、今回、今年度建てられたものについてはそういった申請はなかったんですが、昨年度だと1件ほどたしか申請があったということでございます。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） 確かに、新築で町産材をどのぐらい使ってというようなことで申請したり、様々な手続上のいろいろはあると思いますけれども、せっかく制度として、ましてや杉の町を語っている町ですから、なるべく多くの町産材を使えるようなPRなり、働きかけはしていただきたいというふうに思います。

次に、74ページに福島県空き家対策総合支援事業補助金ということで75万減額、これ空き家対策というのは現在どのような対策をなさっているんですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

現在、町のホームページに上げるべく準備はしているんですが、多少、町民の方等々から照会はあるような状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） 最後になります。

92ページをお願いします。

92ページに、これは流鏝馬保存会のほうに補助金で出している負担金補助及び交付金が367万だと思いますが、その金額だと思います。この財源というのが過疎対策事業債を充当しているというふうに読み取れるんですが、それはどういう意味ですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

馬の飼育関係の委託事業をしている関係で、過疎対策事業債につきましてはハード部分とソフト部分、ソフト部分は5,000万円という枠があるんですが、その中のソフト枠部分を財源として使わせていただいているということでございます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 予算に関する説明書の34ページでございます。

以前もお聞きしましたが、町中小企業借入金利子補給金についてであります。今回、補正で213万ほど上がっております。

この利子補給は商工業者にとって大変ありがたい制度だというふうに認識しておりますが、今回この補正に関して、実質、商工会さんから照会があったと思いますが、何件で、そちらの借入金額というのは、利子補給1%でございますから単純に100倍だと思いますが、内容はどのような状況でございましたか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

こちらにつきましては、当初400万ほど補正をしております、合計で補給分として612万9,258円ということで報告が上がっております。

件数といたしましては、一般貸付けで6件、経営改善貸付けで20件、特別貸付けで39件ということで65件となっております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 貸付の内容は今お聞きしたとおりですが、設備投資的なもの内容も含まれている状況ですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

すみません。ちょっと中身は詳しくはあれなんです、確かに設備投資の部分もあるかと思いますが、以前コロナ禍のときに借りていたものを返済という部分もあって、その借換えというか、そういったものが増えていくという話は聞いてございます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 利子補給をすることによって、例えば企業さんがいわゆる設備投資をして償却資産を買い入れる。そうすると、町のほうにも固定資産税がまた入ってくると、そういうことになると思いますので、でき得る限りこちらの補正の対応も今後も続けていただければと思います。

以上です。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 補正のほうの話ですが、いわゆる議案書の中にあります継続費補正というところがありますね。それでなければ、予算のほうの38ページを見てもらえば分かります。

継続費補正という状況で、これは当初の考え方から大きく変わっている内容になっておりますよね。

第2表の継続費補正を見てください。議案書の、ページ数はありません。いいですか。

町営住宅等建設事業ということで、ここに継続費補正という形で出ておりますが、この補正の内容ですけれども、補正前にいわゆる令和7年度では3億2,400万円だったものが、補正は894万7,000円に減額されておりますよね。これは、なぜこういう状況になったんですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

こちらの変更というのは、内容的には今年度、6年度に住宅の一般競争入札ということで入札を行いました。それによって請差が生じました。また、それに伴い、今年度、工事の前払金というのをお支払いしているところが前段の令和6年度の支出になります。

令和7年度の質問でございますが、7年度はそこからさらに工事の中では中間前払金というのが約6割お支払いすることができます。前払金が4割なので、約2割分くらいが中間前払金と、委託業務の中でも前払い金が出てきますので、それらが確定したことによりまして、次年度、約900万近いお金が支出という見込みになってございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 前払金というのは、基本的に町が前払いをするという意味合いですか、業者に対して。その辺のところ、ちょっと私、よく分かりませんので明確にお答えください。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

業者から請求がございまして、町のほうからそのお金を支払うということでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そういうことだというふうにもお聞きをして認識をしましたけれども、ここで請差があったので金額が変わったという、今、話でしたよね。

しかし、これ補正前は令和7年度、8年度の予算等々を見てみますと、最終的には6億5,600万ですよ。ところが、補正後には3億3,000万でほぼ半分になっております。これ、半分でできるということになったわけですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

こちらは、昨年度の6億というのはあくまで総事業費の想定でございまして、全てお金をはじいたから出たお金ではなく、予算的な意味合いが強くなっております。そのために、今年度は実施のお金を積んだ額ということで、それと入札による差金を含めまして金額が下がってございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 話の意味合いは分かりますけれども、半分に減るほどの予算になるかもしれない状況をつかんでいたのか、つかまなかったのか。つかんでいなかったから6億の予算を最初に計上したんだと。こうなれば、予算の組みようは大変なことになりますよ。10億の予算を組んでおいて5億でできたんだ、20億が10億だった、理屈は一緒ですから。

だから、こういうふうなことをやるのは大ざっぱというんですよ。ですから、これはこの補正の中のこの問題だけではありませんからね。今日は本予算の中でもその問題を追求しますけれども、しかしこのところは我々から見ると、何でこんなになるんだと、請差だとすれば1億のものを5,000万で取ってくれたのかと、こういう感じになるんですよ。ですから、この辺しっかりと捉えた形でやらないと、いわゆる議会にかけても議会の中で議論がなければ、そのまま何もなかったかのように過ぎていく状況もあるやに私は思います。

ですから、しっかりとした捉え方をして予算を計上するということが必要だと思いますけれども、いかがで

すか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

そのように努めてまいりたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） ぜひとも、これは現実的に今、行われている町営住宅の建設ということです。

私はこれまで、この内容については様々な形からいろいろ指摘をしながら反対もしてきております。ですが、造っている状況の中で起きているこの現象に対しては、しっかりとした形で捉えなければならないというところからこの質問をいたしましたので、ぜひとももっと明確な形で進めてもらいたいというふうには思いますけれども。

来年度の予算は894万7,000円、その次が1億6000万、この辺の状況については来年度になっての訂正、それから再来年度になったらまた違った予算とはなりませんよね。どうですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

こちらは、今現在の物価高によりまして単価スライド、単品スライド等ではありますが、そちらがまだ加味されておきませんので、上がってくる可能性は若干はあるかと思えます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そういうことについては、全てにおいても折り込まなければならないことだと思いますので、その点については、その現象の中で対応していくしかないと思いますので、その点はしっかりと捉えてやってもらいたいと思います。

次に、予算に関する説明書の40ページになりますけれども、スクールバス運行業務委託料1,700万減という形になっておりますけれども、この内容については具体的にはどういうことなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） お答えいたします。

昨年度、こちらスクールバスのほうの運賃料金の改定でもお話をいたしましたとおり、料金の単価のほうの下限値が上がるということで、当初の予算上におきまして大きくその辺の増加を見込みました。

当初で2,900万円の増ということで見込ませていただいていたのですが、実際走り出して実績を見込んだ結果、そこまでに至らず、1,700万円の減を今回計上したような状況となっております。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 先ほど話していた話と似たり寄ったりですね。

しかし、この場合にはまた違いますね。ここで1,700万になったというのは、それはそういう下限値が上がるという状況を想定した場合には、いわゆる負担が多くなるので一定の見積りをするという事は私はあると思いますが、1,700万というのはこの予算規模からすると大変なお金ですよ。ですから、上がってもらいたくはなくても上がってしまうことには対処しなければならない。当然のことです。

そういう状況の中で発生したということであれば、そのことについては答弁どおり納得したいと思います。

以上です。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 令和6年度古殿町一般会計第7次補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第12号 令和6年度古殿町一般会計第7次補正予算は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第12、議案第13号 令和6年度古殿町介護保険特別会計第4次補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 令和6年度古殿町介護保険特別会計第4次補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第13号 令和6年度古殿町介護保険特別会計第4次補正予算は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第13、議案第14号 令和6年度古殿町後期高齢者医療特別会計第2次補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 令和6年度古殿町後期高齢者医療特別会計第2次補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第14号 令和6年度古殿町後期高齢者医療特別会計第2次補正予算は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第14、議案第15号 令和6年度古殿町宅地造成事業特別会計第2次補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 令和6年度古殿町宅地造成事業特別会計第2次補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第15号 令和6年度古殿町宅地造成事業特別会計第2次補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第15、議案第16号 令和6年度古殿町簡易水道事業会計第2次補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 補正予算ということですが、この内容については私はよく理解できません。

公営会計という状況になってきたということですが、1つだけお聞きをしますけれども、この簡易水道事業会計第2次補正の中で、固定資産購入費という形で補正前の予算が104万円、今度、補正が7万1,000円の減額というような形が出ておまして、この内容については、どんな固定資産を購入したのかについてお聞きをします。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

こちらは、簡易水道事業の中で昨年まで借地として使わせていただいた土地がございまして、そちらの土地と上物の立木を買わせていただいたという固定資産になります。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 水道事業を続けることを進めるために必要だったということですよ。

次に、この固定資産のページの次のページ、ここにいわゆる表がありますよね。この表の下のところは第5条、予算第8条中、第6条、予算第9条中とありますけれども、8条と9条はどこを見れば分かるんですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長補佐。

○地域整備課長補佐（渡辺 登君） お答え申し上げます。

こちらの条文は当初予算の条文でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） ということは、当初予算の審議には入っていないので、このことについての予算書を見ることは、この状況の中ではないということでもいいんですね。当然、当初予算の中には出てくるその中から、この8条と9条の問題を読み解くという形になるということでもいいですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長補佐。

○地域整備課長補佐（渡辺 登君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

すみません。こちらの文言でございますが、第5条の予算第8条中というのは、令和6年度の当初予算の8

条中の4,463万3,000円、一般会計から補助金として他会計から頂くお金を、今年の実施精算によりまして3,796万5,000円に改めるという文言でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） ということは、この頭のところでいうと他会計からの補助金ということですので、一般会計からの補助金がこういうふうになったと捉えればいいんですね。

その点については了解をしました。

それでは、いわゆる会計、第2次補正予算という状況なんですけど、この状況の中を収入と支出等々、資本等々を見ても、なかなかこのことがずばり出てくるような状況にはない。今のところ私は整理されていないんですよ。

そこでお聞きをしますけれども、この補正予算を組むことによって、本事業がいわゆるスムーズに進行しているというふうに捉えてもいいですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

スムーズに事業が推進されていると思っていただいて結構でございます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号 令和6年度古殿町簡易水道事業会計第2次補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第16号 令和6年度古殿町簡易水道事業会計第2次補正予算は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第16、議案第17号 令和6年度古殿町下水道事業会計第2次補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 令和6年度古殿町下水道事業会計第2次補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第17号 令和6年度古殿町下水道事業会計第2次補正予算は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第17、議案第18号 令和7年度古殿町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

なお、質疑は予算に関する説明書のページ順に行います。

1ページ、2ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 3ページ、4ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 5ページ、6ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 7ページ、8ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 9ページ、10ページ。

9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 1番の町税、固定資産税179万2,000円減額になっておりますけれども、これは令和6年度の事業の中では510万円の減だったと思います。

この辺の説明をお願いしたいと思うんですけれども、どうしてこのような感じになったか。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） 来年度、7年度は固定資産税は償却資産の減少を見込んでおりまして、このような減額とさせていただきます。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 大きな額の償却資産ということですがけれども、これは何社、もしくは個人の持ち家の解

体とか、そういうふうなことなんですか。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） お答えいたします。

申し訳ございません。会社の数は把握しておりませんが、全体の固定資産税の割合としまして土地が22%、家屋が40%、償却資産が38%の課税標準額と見ております。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（緑川栄一君） 11ページ、12ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 13ページ、14ページ。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 13ページの地方交付税についてちょっとお尋ねしたいと思います。

国の一般会計予算では3,487億円ほど減って115兆1,978億円ということでしたけれども、昨日のテレビ等の報道で、また一般会計の修正があるというようなことで減額になるやに聞いております。

地方交付税を見ますと、前年度より9.2%増で、一般会計の町の総額からしますと45%くらい占めているわけなんです。そういったことで1億9,641万3,000円増となっておりますけれども、これについて国の予算の地方交付税の割合等も当然ございますから、地方財政計画に基づいてあるわけなんです。

これ、総務課でその辺どういうふうに捉えておりますか。地方交付税の割合の減額とかなんかというのは聞いていませんか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

地方交付税の関係でございますが、もちろん議員ご指摘のとおり、地方財政計画のほうの指針によりまして算定させていただいております。

現在、令和6年度については、今回も補正で7,000万弱、追加交付があるということで、それは人件費のアップ分ということで手当てされたものでございますけれども、それはもちろん人件費相当分ですので、継続される部分ということを見込みまして、このような額にさせていただいております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 人件費等の見込みということで了解しましたけれども、1億9,000万ですからこれは大変な額なんですけれども、この積算の根拠は何であるのかというのを、ちょっともう一回お尋ねしたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

先ほど申しましたように、地方財政計画の伸びの部分と、あとは令和6年度の実績で勘案しまして設定させていただいております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 地方財政計画の伸びという部分は十分理解しているんですけども、それがあろう

かによって、当然、配分、積算根拠が違いますから、単価もあるし、そういうことで、この1億9,600万円というのは大変なあれなんですけれども、これについては当初の予算ですから、これについての増減というのは当然、今、総務課長が言われたようにあると思いますけれども、これについては23億2,100万円ということで組んでおりますけれども、これについては十分な自信がございますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

これは当初予算の算定でございまして、最後の結果がどうなるかということは、あくまで決定してみないと分からないことでございます。

ただ、この23億円の中身には震災復興特別交付税も入っております、震災復興特別交付税は森林再生事業の補助金以外の部分、それも手当てされると。震災復興特別交付税で手当てされるという制度の仕組みになってございまして、増額しているということもございます。

○議長（緑川栄一君） 15ページ、16ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 17ページ、18ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 19ページ、20ページ。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 20ページの社総金、いわゆる社会資本整備総合交付金、これについてですけれども、昨年ですと1億4,100万円くらいあったのかな、これが1,800万円ということになっておりますけれども、社総金はいろいろなひもづけであったり制限があるんでしょうけれども、この大幅な減額になった理由の主なものというのは何ですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

先ほど継続費ということでご質問あったかと思いますが、その中で精査をした結果、来年は中間前払金と、委託料の前払金しかお支払いしませんので、その分の住宅の関係が大きく減額となった形になります。

○議長（緑川栄一君） 21ページ、22ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 23ページ、24ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 25ページ、26ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 27ページ。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） すみません、26ページ、いいですか。

○議長（緑川栄一君） はい。

○4番（野崎喜彦君） 少額の予算でちょっと申し訳ないですけれども、26ページの土地建物貸付収入についてなんですけれども、旧論田小学校施設貸付料が去年まで、令和6年は41万2,000円ほどだったんですけれども、これが35万4,000円に下がりましたけれども、この理由は建物に移動か何かがあったんですか。どんなことですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

この35万4,000円につきましては、施設の土地貸付料ということでございまして、昨年度まで一部、体育館の貸付けもございましたけれども、それを譲渡したことにより貸付料としてはなくなったというところでございます。

○議長（緑川栄一君） 27ページ、28ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 29ページ、30ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 31ページ、32ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 33ページ、34ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 35ページ、36ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 37ページ、38ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 39ページ、40ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） ちょっと確認をしておきますけれども、ここに基金積立事業というのがあります。この基金積立の中身はいろいろあるとは思いますが、いわゆる事業別で見ますと、財政調整基金積立金、繰越金の2分の1と、基金積立金で1,184万4,000円というふうに記載しておりますけれども、この基金積立金としての原資はこれは何ですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

その部分につきましては、預金利子、または債券の利子というところでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） これ記憶にないのでお聞きしますけれども、毎年同じ額くらいは積み立てるという形にはなってきておりますか、これまでも。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

額については、基本的に利子が上がれば利子分は増える。債券は、債券を売るというか満期を迎える、もしくは新たに購入するというような動きがございまして、若干の変動はあるという状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） これは今年度のいわゆる予算ですので、この予算からすると来年度は利子だけで1,100万の積立てができるということですか。それとも、何か債券を手放すこともあるということですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

現状で持っている債券の利子、普通預金の利子、定期預金の利子でございます。

○議長（緑川栄一君） 41ページ、42ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 43ページ。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 42ページでよろしいですか。

○議長（緑川栄一君） はい。

○4番（野崎喜彦君） これは令和7年度初めてのことだと思いますけれども、7節の報償費、ふるさと応援大使報償というのは恐らく今年初めての予算かと思えますけれども、これは30万ですけれども、これはどういった支出の内容になるんですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

来年度実施いたしますフルドノタイムのスペシャルメニューというか、特別メニューでふるさと応援大使の方に来ていただいてやるんですが、2名ということで、その報償ということで計上させていただいております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 了解しました。

すると、これは2人ですから、15万で2人ということですよ。そういうことですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

15万、15万ということではなくて、そういうことではなくて、来ていただいた方とか、経費分ということで報償費となります。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（緑川栄一君） 43ページ、44ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 45ページ、46ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 47ページ、48ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 49ページ、50ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 電算委託料等についてちょっとお聞きをします。

事業別の24ページですか、ここに書いておりますけれども、電算委託料が前年度と比べて1億2,670万5,000円増えているという状況ですが、これはどういうことで、これほどの金額が増えたかお聞きをします。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

この事業につきましては、事業の大部分がシステムの標準化、国が推し進めておりますシステムの標準化関係で計上している金額でございます。

基本的に、国は令和7年度を目標に、システム標準化を全国でやりなさいというようなことでございます。

蓋を開けてみますと、古殿町はその線ですと進めて大丈夫な形で、令和7年度を最終年度と考えてはございましたけれどもということで、システム標準化関係の経費がまずこの金額でございます。

現状、先ほどちょっと述べましたけれども、一部、令和8年度にシステム業者さんの関係、大手の富士通さんのシステムの開発が遅れているという部分がありまして、若干8年度まで食い込む部分がございますけれども、令和7年度中にシステム標準化の大部分が終わるということでございます。

金額はかなり大きなものになっておりますけれども、システム標準化については国が10分の10で補助するという内容になってございます。

○議長（緑川栄一君） 51ページ、52ページ。

3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 負担金関連といったところで、1点確認なんですけど、以前この欄にF I T構想推進協議会負担金というのがございました。

そして、1月下旬に報道でこの在り方を検討されると、そのような報道もされたところでありますが、F I T構想というのはこれからもなくなるという考えで計上していないということですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のF I T、フィット構想と呼ばれているもので、福島、栃木、茨城の関係部署で構成されて、基本的に構成する首長さんの集まりとしてフィットの協議会が設立され、継続的に事業をやってきたところでございますけれども、その中身について、議員ご指摘のとおり、報道があったように見直しをしていきたいと思いますところになってございます。今までのような協議会の形ではなく、新しい形づくりができないかというようなことを令和6年度中に一応、結論づけるということになってございます。

令和7年度につきましては、取りあえず負担金はなしで、どのようなレベルで構成するか、どのような協議会にするか、首長さんレベルの協議会というのは基本なんですけれども、そのレベルをちょっと落として担当課長レベルにするとか、そういう議論がまさしく行われておりまして、取りあえず負担金は上げていないというような状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） 今の52ページで2点ほど、地球温暖化防止対策・気候変動対応事業補助金というような、この内容をお示してください。

あと、ついでに地域おこしも一緒にお願い……

○議長（緑川栄一君） 1つずつで。

○6番（佐藤一夫君） はい。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

地球温暖化防止対策・気候変動対応事業補助金につきましては、太陽光発電及び蓄電池の設置につきまして、住民の方が設置した場合補助するものでございまして、太陽光に関しましては4キロワット4万円で6件分を見込んでございます。

蓄電池につきましては5キロワットまでで、1キロワット当たり4万円で3件ということで合計156万円を見込んでございます。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） この対策、今年度の実績は。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

令和6年度、同額計上させていただいておりますが、実績を上回り予算流用をちょっとさせていただいております、対応させていただいております。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） その下の地域おこし協力隊起業支援補助金についてもお願いします。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

地域おこし協力隊起業支援補助金についてでございますが、これは新規の事業でございます。総務省が地域おこし協力隊、総括してございますけれども、地域おこし協力隊員が満期を迎えて、その活動をしていた自治体で起業する場合、上限100万として補助しますというところになってございます。

補助の内容につきましては、まず交付要件としまして、古殿町ですから古殿町内に住所を有し、町内で起業すること、あとは事業内容が町の活性化に資することということが大本の交付要件になります。

対象経費につきましては、起業を起こす経費としまして、設備費、備品費、土地・建物の賃借費、登記する場合には登記に要する経費、知的財産登録に要する経費等につきまして、その10分の10を補助しますということで、あくまで上限が100万ということなものですから、100万円計上させていただいております。

○議長（緑川栄一君） 暫時休議いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

53ページ、54ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 55ページ、56ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 57ページ、58ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 59ページ、60ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 61ページ、62ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 63ページ、64ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 65ページ、66ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 67ページ、68ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 69ページ、70ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 71ページ、72ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 説明の分野で見ておりましたので、次のページと一緒にいいですか。

○議長（緑川栄一君） はい。73ページ、74ページですね。

○7番（岡部淳一君） よろしくお願いします。

それで、ここにある子育て支援の推進ということで、一定のお金が支出をされておりますけれども、この状況については、被用者児童手当、非被用者児童手当ということでの対応で、町の中で、いわゆる勤めている方の子供さん、またはそれ以外の方々の子供さんということで、ここにおいては町内における児童には全体的な手当てがなされているということがいいですね。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

議員お見込みのとおり、社会保険と国民健康保険の方で分かれている表記でございますが、全員のお子さんが対象となっている点でございます。

○議長（緑川栄一君） 75ページ、76ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 77ページ、78ページ。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 78ページですけれども、事業別説明の中の71ページにあるんですけれども、こども園の給食費、材料費が74万7,000円減額になって、給食調理業務委託が534万7,000円ほど増えているんですね。これ大変多額な金額なんですけれども、これはどういった感じでこういうふうになったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（緑川栄一君） こども園長。

○こども園長（吉田和夫君） お答えいたします。

令和5年度から6年度にかけて、給食の業者が変わりました。その際、そこで働く調理に関わる人たちもそのまま新しい会社のほうで働くことになったわけですが、その合計4名の方、2名が調理の資格あり、残り2名が資格なしですけれども、その方々へ新しい会社から指導者が派遣されまして、新しい会社のいろんな規則とか調理の仕方とかを指導に来られました。そして、やがては資格を持っている2名の中からその責任者を決めると、そのための指導でもありました。しかし、その2名のうち1人、責任者に該当しそうな人が途中でお辞めになってしまいまして、もう1人の資格がある方も正社員ではなくてパートになってしまいまして、結局、業務の責任者の方がいなくなってしまいまして、会社から来られた方がそのまま責任者として、現在も携わっております。

来年度も、その方がそのまま責任者として仕事に就くという予定であります。そのための給料とかの値上がり分となります。また、それ以外の方々の職員の値上がり分も入っております。

以上です。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 指導者だったり、そういった方が変わって、2名いて、1人いるというようなことで了解しましたけれども、そうすると、これは単純に言うと、人件費の絡みということではよろしいですか。

○議長（緑川栄一君） こども園長。

○こども園長（吉田和夫君） 議員お見込みのとおりで、人件費です。よろしく申し上げます。

○議長（緑川栄一君） 79ページ、80ページ。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 80ページについて、お伺いしたいと思います。

敬老祝金なんですけれども、41万5,000円ほど少なくなっております。予算積算で令和6年からすると。

これは人数が減ったということなんですか。それとも、お祝い金の金額が減ったということなんですか。どのような捉え方でよろしいですか。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

議員お見込みの点は、人数が減ったというところでございます。100歳の方の50万円のお祝い金の対象の方が、6年度当初から比べると、人数が7年度は1人減ったという形の予算の減額となっております。

○議長（緑川栄一君） 81ページ、82ページ。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 82ページですけれども、高齢者居住施設管理事業についてお伺いします。

81ページでございますけれども、6年度が60万8,000円の住宅使用料現年度分とありますけれども、令和7年度が61万7,000円ですけれども、令和6年度で結構ですから、60万8,000円の内訳をお教え願いたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

こちらのほうの積算に際しましては、実際の家賃の低廉化の補助金を受けている点もございますが、人数のほうを見込みとして5人で、何とか増やそうということで見ておりました。

残念ながら6年度末、現時点でもまだ入居されている方は3人ということで、なかなか目標に届かないんですが、何とか今後増やしてまいりたいというところであります。

積算のほうは、人数で積算するものでございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 6年度が3人ということで、人数について恐らくそうでしょうということで思っておりましたけれども。

私、あそこ通ったときに、ほとんど県道に面した平面の部分というか、並行している建屋の部分、あの部分がほとんど入っていないというような感じなんです。せっかく大変な多額のお金を使って建てたんですけれども、いろんな人数の関係ですから、これはどうだこうだということではないと思いますけれども、何か入っていないという理由は、どのように担当課として受け止めていますか。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、あちらのほうの県道と並行して並んでいる、いわゆる部屋数的には6部屋ございますが、そのうち入っていらっしゃるの1部屋、5部屋空いているというところでございます。

やはり、何度か募集も、もちろん行政だよりでかけまして、お問合せいただいているところではございます。ただ、最終的にどうしても入居に至らないという点は、これは前にも、もしかしたらご紹介差し上げているかもしれませんが、どうしても入りますと、いわゆる簡易水道料金、上水道分と、あと林業集落排水施設使用料金、下水分、そして家賃という形が毎月かかってまいります。

実際に現在、ご自宅にいらっしゃった場合、仮に合併浄化槽であれば、そういった部分の毎月の費用はかからない。また、上水も井戸水を引いていらっしゃれば毎月かかるものではないと。家賃も、当然持ち家であればかからないという点での毎月のやはり固定費用と申しますか、その部分をご覧になって、やはりちょっと今のままでいいとおっしゃられる方、今年度やっぱり何件かそういうケースはございました。ちょっと原因としては、現在そういった形で考えております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） よく分かりました。1部屋だけということで。見た感じで、そういった感じだろうというふうに見ていましたけれども。

今、課長言われた幾つかありましたね、固定費用というかそういった費用がかかるんだということで、経常的な費用になるわけですけれども、ではそういったものを改善をしながら居住者を増やすというような、そのことについては協議、または検討等はされていませんか。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） 現時点で、今の募集の形を変える、何か変えてみようかという検討までは至っておりません。

まず、何度か繰り返し、来年度も高齢になられる方もいらっしゃいますので、またそれを繰り返しつつ、やはり何か新しい手は必要なのかと考えておりますので、いろんなご意見等あれば、ぜひお寄せいただければと思います。

○議長（緑川栄一君） 83ページ、84ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 85ページ、86ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 87ページ、88ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 89ページ、90ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 91ページ、92ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 93ページ、94ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 95ページ、96ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 97ページ、98ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 99ページ、100ページ。

5番、佐川勇司君。

○5番（佐川勇司君） 委託料で、6次化商品製造委託料、これは6次化商品の中身ですが、大豆ミートだと思うんですが、それのみですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

こちらにつきましては、大豆ミートと、あと今年度もあったんですが山菜加工品製造ということで、うるい入り麺の製造ということになっています。

○議長（緑川栄一君） 5番、佐川勇司君。

○5番（佐川勇司君） 6次化商品の大体は、多分8割以上は大豆ミートではないかなと思うんですが、大豆ミ

一トの、次のページにもあるんですけども、大豆栽培促進事業負担金というのが102ページにもありますけれども、大豆の栽培がなかなか難しく、連作障害等あって、生産量も補正予算でもありましたけれども、収穫が下がっているというのがありますけれども、大豆以外の、今、山菜もありましたけれども、6次化商品の利用の拡大で、大豆以外の検討はなされておりますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

生産物というか、加工品に使えるかどうかはあれですが、野菜等そのほかの大豆以外のものというようなことで、定期的に栽培講習会なんかも開きまして、そういった種類を増やすような努力というか、そういったことはさせていただいています。

○議長（緑川栄一君） 5番、佐川勇司君。

○5番（佐川勇司君） 例えば大豆なんですけど、栽培されている製造会社は1社でございますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

現在のところ、1社ということでございます。

○議長（緑川栄一君） 5番、佐川勇司君。

○5番（佐川勇司君） 大豆の製造会社はどこですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

県外の業者ということになります。

○議長（緑川栄一君） 5番、佐川勇司君。

○5番（佐川勇司君） 県外ということですが、大豆ミートもいろいろ利用価値が上がっているということで認識しておりますが、今言ったように、大豆以外にそれぞれの栽培で利用価値あるものもありますので、ぜひそれ以外の検討も、これから遊休農地の展開にもなりますので検討していただきたいと思います。小麦とかそういったものも展開されると思うので、検討を願いたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 中山間地域等直接支払制度についてお聞きをします。

これ、これまでの議論の中にも出てきておりますが、再度確認しますが、中山間地域の取組では組合数の減は幾つですか。それから、多面的機能支払交付金のほうでは幾つ減になっておりますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

まだ全て確定ということではないんですが、まず中山間事業につきましては、令和6年、今年度につきましては51で、現在、もう来年度以降はやりませんというところが4あります。なので、47になるかと思えます。

多面的につきましては、令和6年度が50でしたが、現在6つのところで来年度からは実施しないということで34となるんですが、まだちょっと決めかねているという団体もありますので、まだ若干減る可能性はあるというようなことでございます。

[発言する人あり]

○産業振興課長（佐川文夫君） すみません。40です。令和6年度、今年度は40組織になります。それが、今のところ34ということで、6の組織がやらないというようなことで意思を表示されているというところでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） ここに来て、国の農業の様々な制度が変わりつつあります。

その中の一つは、この中山間地の問題ですけれども、これ中山間地事業、来年度からいわゆる2つの事業組合、団体が1つになって、10町歩を超える農地を所有することによって、これまでのいわゆる補助金を維持できるということですが、来年度やろうとしている、いわゆる令和6年度51マイナス4で47、この組織は、今、私が言った内容に適するような形の組合維持になるんですか。それとも、そうはならなくて減額を受け入れるという形になりますか。その辺はどうでしょう。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

そちらの取組についても、現在取りまとめているところでございますが、実際、8割になっても現状のまま行うというところもありますし、10割に向けて取り組むところもあるというような状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そうすると、これ予算の段階ですので、今後この内容を取りまとめた形になってくるといふふうに思いますけれども、これは最終的に、それぞれの組合がいつまでにそのことを確定して町のほうに連絡をすれば、その後どういふふうになるということを決定されておりますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

新年度早々には、そういったことで取りまとめをしてやっていきたいということでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そういうふうなことの取組ですけれども、単純に考えて、2つの組合が10町歩の面積を確保しながら対応するということは、古殿町の状況においては非常に難しいというふうに思っておりますけれども、その辺の状況の把握はしておりますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

何度か説明会とかもさせていただいて、その中の話を聞くと、やはり難しいという組合さんというか団体さんが多かったという印象はあります。

○議長（緑川栄一君） 101ページ、102ページ。

6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） 102ページの畜産振興に関することで、若干お聞きをしたいと思います。

昨年度、これ優良基礎雌牛貸付、実績は何頭ですか。今年度、何頭申込みありましたか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（加藤裕一君） お答えいたします。

今年度は、県外から3頭、県内から1頭、計4頭になっております。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） そして、これは基金、つまり優良基礎雌牛導入という運用基金を原資に行っているというふうに思います。

この監査報告を見ますと、現在25人で1,400万ぐらいの貸付残高とありますけれども、これ多分、当初、私の記憶では5,000万でスタートして、和牛が盛んな頃、やっぱり回転が回らなくて1,000万をプラスで6,000万ぐらいの基金の事業だというふうに、5,000万はそのまま。

〔「5,500万」の声あり〕

○6番（佐藤一夫君） ごめんなさい、5,500万で、現時点でこの報告を見れば4,000万が基金残として、つまり要は現金で基金として運用されなくて、今あるというふうな状況だと思うんですけども、今後、和牛の導入、残念ながら状況からするとなかなか期待は薄いような感じ、私自身も昨年度でやめたということもありまして、私がやめたから駄目だということではないんですが、今後、畜産の導入、そういった事業に対してどのような見通しをお持ちですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、今まで繁殖をやっていたんですが、親牛を手放してもうやめますという声も聞いております。

それで、多分1頭とか2頭とか、そういった飼っている方については、だんだん高齢化になってやめていってしまうという部分も否めないのかなというふうには考えておりますが、ただ畜産業につきましては、結構若い方も新たにやりたいという方もいますので、決して暗いところばかりではなくて、多少明るいところもあるのかなというふうには感じております。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） そういった兆しもあるということで、安心なり期待はするところではありますが、もし現時点でこういう低迷の時期、まだそれなりの発展するような状況が見えればそうなんですけれども、この基金のお金を多少違う部分に、つまりずっと寝かせておくのではなくて、発展的な明るい兆しが見える状況にすぐにはならないと思うので、そういった基金を何かの形で生かすということは可能かどうかというようなことかどうかでしょうか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） これは1つの目的基金ですから、流用という形は考えられないと思います。

例えば、今の5,500万に対して、一定の余裕を持った中に、仮に1,500万置いておいて4,000万というふうな形のものを考えれば、それは基金上で見直しをして、そして流用というよりも用途替えをするという考えはあると思いますけれども、現時点で5,500万の基金を残しておいた中においても、全体的な町の財政の中においては、大勢に影響はないのかなというふうには思っています。

あと、少頭数の人たちが震災後、一般的にいわれる土手草というものがまだ解除になっていないものですか

ら、そういう意味では、これはやはり多頭数の方の仕組みと少頭数の方との対応の仕方が違うというところも影響しているのではないかというふうには認識しております。

○議長（緑川栄一君） 6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） では、最後になりますけれども、そういった基金の流用ができないというようなことは重々承知の上でお話をさせてもらっていますけれども、基本的に、ではこれをずっと寝かせておくのは、やっぱり幾ら町全体の財源に影響がなくても、立派な重要な基金でございますから、例えばある程度の支援をしながら公社化を図るとか、何らかの方法で生かせる、有効に生きた基金の使い方がある程度考えるべきで、そういったことも考えてほしいということは申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 102ページ、イノシシ捕獲管理事業補助金ということで、事業別の内容で見ると、前年度の比較で需用費という形で177万円が増額される形になっておりますけれども、これ6年度はなくて、7年度に177万円が出てくるんですが、これはどういう意味の需用費ですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

現在、鳥獣被害対策事業ということで、県のモデル集落ということで、田口・松森地区のほうでモデル事業を行っております。

今年度からだったんですが、来年度につきましては、モデル事業の一環でワイヤーメッシュを張るということになっておりまして、その経費で177万円を支出するということになっております。

ただ、この金額につきましては、歳入のほうにもあったんですが、県の補助金ということで、福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業費補助金ということで同額が入る予定となっております。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 今、そういう形で国県支出金のところにも記載がありますけれども、そうすると、これは単年度事業ですか。それとも、何年かにわたって県のほうからお金が来て、こういう事業を継続して、一定の期間それをやるということになりますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

基本的にモデル事業につきましては3年間ということで、今年、来年、再来年の3年間ということで、来年度につきましてはワイヤーメッシュの対策ということで、次年度、令和8年度ですか、事業については、まだちょっとどんな事業なのかというのはあれですが、もし、そこに対して補助金が来るかどうかというのは、まだそこは分からないというような状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そうすると、これお金が向こうから来る状況に当てはまったことによって来るわけなんですけれども、これまでやってきたワイヤーメッシュの設置事業とは全く別物であって、これまでやってきたワイヤーメッシュの、いわゆる囲って防ぐという状況のものとは全く別だと。だから、通常これまでやってき

たようなものは、それはそれとして存在し、なおかつ田口にはこういうものが当てはまったという捉え方でいいですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

○議長（緑川栄一君） 103ページ、104ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 105ページ、106ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 農業機械等導入支援事業についてお尋ねをしたいと思います。

これはおとしですか、去年度から今年度、そして来年度という状況になろうかと思えますけれども、何度も聞かれていることだとは思いますが、今年度、この対応の中でコンバイン、それからそれ以外の機械ということで、もう一度聞きますけれども、何台にどれぐらいの予算という形なんですけれども、何人、団体はというところの明細、細かいところをちょっと教えてください。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

まず、機械でございますが、コンバインということで、こちら5台の購入予定となっております、農業者の組織する団体が1つと、あと個人が4となっております。あと、乾燥機につきましては個人ということで一式、あと色彩選別機も1台ということで、そちらのほう個人ということになってございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） これ、これまでも何度も聞いて、個人は3町歩、団体においては15町歩というのが昨日の中で出ましたけれども、これもう一度確認します。

団体は15町歩ですか、10町歩ですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

15町歩です。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そういうことの中身についてお聞きをしますけれども、個人に対してコンバインが4台、今回は支援事業として補助金を出すような形になっていると。

この個人の人の3町歩以上というのは米の専業農家か、もしくは米以外のものをプラスした形の専業農家ですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

今回の個人の方につきましては、基本3町歩は水田の面積ということで、米作りを3町歩以上やっているということでございます。

兼業か、専業かと言われますと、1名の方は勤めている方もいるんですが、あとの方は専業になるのかなというふうに思います。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） この個人というのは非常に意味のある内容になってきますから、個人の人が兼業農家でこの支援を受けるということになればですよ、私がいつも言っている、個人の兼業農家が田んぼを作って3町歩には満たないけれどもやっているんだという人も同じ条件になります。

ここで、いわゆる団体や個人に対して支援をする内容は、この中から一定程度、町やそういうところに還元されるものではありません。全て個人の所得になるものです。これは、そして今言った兼業農家に当てはまるという形で、この支援を受けるのであれば、その人以外の人も兼業農家として、3町歩にはいかないけれども支援を受けてもいいという状況が発生するのではないかと私、思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

すみません、個人というなお話はしていましたが、この方たちは既に認定農業者や中心経営体になっている方でございますので、一定程度、自分のところだけではなくて、ほかのところも請け負ったりというようなことで事業をやっているというふうな方でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 認定農業者というのは1つの条件でありますけれども、しかし認定農業者でも兼業している、農業以外の仕事もしながらやっているという条件になったら、認定はされていないけれども、いわゆるこの支援事業には当てはまるというのがこの制度の内容かと思えます。

しかし、実態的にはそれはそういうものであるというだけで、いわゆる兼業農家の米を2町何反か作っているながら勤めているという人と変わらないですよ。そうなってくると、当然、この兼業農家に対する支援という問題が、非常に大きな、私、意味があると思えます。ましてや、今年の米の高騰対策においては、国において米を作る方向性を出さなければならないという声は各地から上がってきております。

古殿町においても、当然、そういう観点で農業者との話し合いなどの中には出てくる問題だと思いますけれどもどうですか。この事業との関連性において、兼業農家にも農業機械支援というものをするつもりはありませんか。町長どうですか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 担当課長が説明したような、今の現行の基準を満たすものに対しては当然支援していきます。それ以外のものは対象外となります。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 十分制度を理解した上で話しておりますので、そういうことになるかと思いますが、それだけでは済まないのがこの支援事業の内容だと私は思います。

ということは、基本的に米ばかりではないですよ、町が支援しているのは、そういう様々な支援の中で、いわゆる自分の生活を守るという観点から考えれば、当然、これは個人の人という意味合いにおいても、兼業農家という意味合いにおいても、何がしかの支援を受けるような、そういう状況が私は必要だと思います。

今の町長の話の仕方だと、そのつもりは全くないというふうに捉えるものだと私は思います。私、このことも非常に重要なことだと思いますので、今後、この問題についてもしっかりと精査をしていってほしいと思います。そうでないと、この制度そのものの価値を高めながらも、古殿町の農業を支援するという方向性にはなかなかならないと思いますので、全体の問題として捉えられるように町には取り組んでいってほしい。そのことを、まず述べておきたいと思います。

以上です。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） 課長、これ当然、今みたいに岡部議員さんみたいな質問がいきますよ。

これ、去年も相当もめたでしょう。どうするんだ、こうするんだ、こうするんだと。そして、規則決めたでしょう、ちゃんとした規則を。個人とか団体とかなんかもそうだし、耕作面積もこうだとか、兼業とか専業とかというのを全部規則で決まっているんでしょう。そのとおりに今回やるんでしょう、これそのとおりに。何とかな、例外みたいなのは認めないんでしょう、例外みたいなのは、規則どおりに、そうそうでしょう。いいんですね、それで。規則どおりやってくださいよ。

○議長（緑川栄一君） 107ページ、108ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 109ページ、110ページ。

3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 先ほども、補正のほうでお聞きしたところでありますが、今回、町商工業振興事業補助金として500万計上していただいて、大変ありがたいことだと思います。

こちらの予算の考え方として、先ほどの補正と同じように、もしこれがもっと必要だというときには、またさらに補正を組むという考えでよろしいですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

今年度は400万ということで、来年度はある程度ちょっと増額、また増えるのかなというのを見込んで100万ほど多く計上させていただきましたが、年度末になって増えれば、また補正というようなことも実行していきたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 110ページの工事請負費について伺いたいと思います。

これは道路の維持補修工事、橋りょう維持補修工事、これはそれぞれどこですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

こちら、上の道路維持補修工事というのは、林道荷市場大作線の舗装工事になります。

下のほうの橋りょう維持補修工事は、薄木線の鮫川にかかる橋の修繕となります。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 薄木線の橋というのは、この前議会で私が質問したときにお答えをいただいた場所とい

うふうなことでよろしいですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（緑川栄一君） 111ページ、112ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 道の駅拡張事業についてお尋ねをしたいと思います。

この拡張の問題については、一般質問等々の中でも何度も出てきておりますので、様々な問題点があることもそれぞれ話にはなってきておりますけれども。

まず、端的に聞きます。

道の駅ふるどの拡張事業は、主要事業当初の説明で総額が明示されておられません。この総額が、なぜ明示されないかについて、これまでの話の中では具体的にありませんが、これはなぜですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

総事業費でございますが、まだ設計業務等も進んでいないということで、ちょっと正確な数字が出ていないと。概算でもなかなか予測がつかないという部分がありまして、今の段階でその金額を出すべきではないのかなというふうに考えておりまして、まだ出していないというような状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 予算編成における状況というのは、私より皆様方のほうがきっちりと内容を分かっていると思いますが、総額が出ていないで、単年度の予算が編成されるというのは、これは私は多分これまでなかったのかというふうに思うんですが、こういう方法はこれまでもあったのか。そして、それが有効なのかについてお聞きします。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

これまであったのかというのは、ちょっと私も把握はしてませんが、確かに当然、総事業費があって、単年度の予算というのをつくるというのが普通の形かとは思いますが。

ただ、今回、そこにそういった形でちょっとできない状況にあるということだけは、ご理解いただければと思います。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そういう状況にないというのは、どういう状況のことを指すんですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、今、例えば出せるとすれば、それは本当の概算、概算までもいかないうような何となくという形の数字でしかないのかなというふうに思います。例えば、同じ規模の道の駅ができたところの総事業費が幾らだったのかというようなことを参考にしながら出す程度のものしか出せないのかなという

ふうを考えます。であれば、なかなかそういった数字を出してもいいのかどうかという、ちょっと判断もありまして、今回はまだ総事業費というのは出せないような状況ということでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） ちょっと厳しいことを言いますが、この50億の予算を組む中の目玉の事業に対して、何となくとか、それからなかなか出せないんだというのは、予算編成そのものをしないほうがいいというふうに考えてしまいますよ。

私は、このことについては全く疑問だと思うし、問題だと思っております。それは、令和6年度の事業説明があったときのいわゆる備考の欄に記載されている内容、そして令和7年度、今年度予算の備考に書いてある内容を精査しますと、このやり方が逆ではないかと思えるようなふうに私は思うんです。

確かに、拡張等、一番最初には基本計画等々があつて、それに対して造成工事という形の予算編成に進んでおります。今年度は拡張計画、中身は基本・実施設計策定業務。これ、提案するときに反対なのではないですか。この策定業務、いわゆる拡張計画そのものの策定業務をして、その中で積み上げたものが総予算額になって、その中の一つにいわゆる土盛り等々の造成計画になるのではないんですか。その辺はどうでしょう、ちょっとお聞きます。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

確かに、基本とか実施設計を行って、その金額を積み上げて総事業費が出てくるというような形になると思います。

ただ、それと並行しまして造成工事ということも予算的には上げましたが、基本的にはそういった業務が全て終わって、当初に上げたのはそれは完了して、できれば年度内に造成工事を少しでも早く発注したかったという意味合いもあって、同じく暫定でございますが5,000万という数字を計上したというところでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） この予算の額、6年度に発表された6億5,000万という状況については、これもある意味……失礼、6年度にも発表されていなかった。そして、今年度もという状況になっておりますけれども、この事業計画するに当たっては、これまで出費した、支出をした中にコンサルタントに支払った経費はありますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） 支払ったと、支出したということでございますか。

まだ契約が完了していないということで、支出したものはございません。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そうすると、6年度の当初に、いわゆる造成をする等々の計画やそういうものは、全くコンサルで一つのたたき上げをした状況の中ではなくて、町自体の中で話し合った結果、今年度はこれをやろう、だったら予算はこれぐらいなのかなという、調査も含めた全てのことを町が業務としてやったということになりますけれども、それでいいですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

コンサルの委託については、契約等は当然していますので、ただ、まだ事業が完了していないので、実際の支出、お金は出していませんというような回答でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） コンサルとの契約はしているけれども支出はしていないということは、コンサルの必要性はあったという状況で、そういう方向性の流れがあったんでしょう。だったらば、コンサルに頼むのは何ですか。いわゆる道の駅を今後どうするかということを基本にした考え方や、ある意味の積算根拠の元になるものをはじき出してもらうということではないんですか。

それをやらずに、令和6年度から予算を組んで支出をして総額が分からないとなったらば、これはもう正直言って、言葉は悪いですけども、でたらめの極みですよ。どうですか。この辺についてしっかりと見直しをした形にすべきだと思いますが、町長どうですか。

○議長（緑川栄一君） 町長。

○町長（岡部光徳君） 議員ご指摘の点は否めません。

そういう中において、ある意味、手順として概算というふうな形になろうかと思いますが、これが結果的に事業費の中において増になる、減になるという中においては、これはやはり一定の実績見合いの中においての手続きは出てくると思いますけれども、その辺はやっぱり全体のもの、俗にいう議員の皆さんからも私もよくつかみ金かとか、どんぶりかと言われるものがありますけれども、確定した予算はなかなか組めません。けれども、そういったときの事業費の見込みはしていく必要性はあるというふうに思っています。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 過去10年、古殿町が取り組んだ事業の中で、一番予算の計上が多かったのはコスモス荘ですよ。9億を超えるお金が一番最初に総額として出され、その後に継続的な年数をかけて出来上がっております。

ですから、そのこのところをはっきり言いますと、過去10年間の主要事業の説明書、この中身を覚えている人は多分いないと思いますが精査しました。その結果、総予算が示されないことがないという事業は一つもありません。ですから、過去10年間の予算を組んだときに、こういういわゆる総事業費が明示されないことは、ただの一回もなかったんです。

いいですか。これ大変なことなんですよ、ですから。これはね、先ほど来話したように、減額補正で半分になることもあるだろう。それは出した結果における問題点です。しかし、ここで出さないでこの事業を進めるということは、当然幾らかかるか分からないという状況を、最初から認めた上でなければ、単年度予算に賛成することなどできません。

ですから、その辺の意味合いを十分に考えてやらなければ、予算の編成において大きな問題になってしまうというふうに私、思います。これはもうその点を指摘しておくしかありませんので、ぜひその辺の私の指摘をしっかりと受け止めた形で、この総予算と単年度予算との関係を見直していく。そしてまた、そのためにもコンサルタントに一定のお金を支払って、その意味合いのこの内容になるわけですから、その辺のところの手順もどうあればよかったのかについては、しっかりと考えてやっていただきたいとことを、この場で、今の段

階で述べておきたいと思います。

以上です。

○議長（緑川栄一君） 113ページ、114ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 115ページ、116ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 114ページに戻っていいですか。

○議長（緑川栄一君） 114ページ、どうぞ。

○7番（岡部淳一君） それでは、いわゆる工事請負費、資本的支出ということで、これはページ数からいうと、全体的な8,700万円という形で予算が計上されておりますけれども、この状況については、この8,700万円の内訳などはどんな状況になっておりますか。いわゆる施設整備工事、観光施設改修工事等々ありますけれども、総予算で8,700万という形が出ておりますけれども、内容はどんなふうになっておりますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

事業別予算説明書の中の128ページの道の駅ふどんの拡張事業ということでよろしいですか。

こちらにつきましては、委託料ということで3,500万、工事請負ということで5,000万というのが、主な内訳ということでございます。あと、細かいところでは役務費で101万8,000円等々というのがあります。あと、補償補填及び賠償金ということで100万というのも計上させていただいております。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そうすると、ここで言っている拡張事業8,700万、128ページについての具体的な内容は幾つかあると。その中には当然、施設整備と観光施設改修工事等々も全部入っていてこの金額になっているということでもいいですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

128ページにつきましては、あくまでも道の駅ふどんの拡張事業のみということで、工事費につきましては総額で6,400万計上させていただいております。そのうち5,000万は施設整備工事ということで、先ほどの5,000万。残りの1,400万というのは観光施設改修工事ということで、大網庵の屋根のふき替えということになってございます。

○議長（緑川栄一君） 岡部議員に申し上げます。

112ページですよね、今、言っているのは、予算説明書の。よろしいですか。

○7番（岡部淳一君） 112ページと114ページがダブってございました。観光施設改修工事の上の施設整備は、これは道の駅の5,000万。

○議長（緑川栄一君） よろしいですか。

○7番（岡部淳一君） はい。

○議長（緑川栄一君） では、114ページよろしいですね。

○7番（岡部淳一君） はい、オーケーです。

○議長（緑川栄一君） では、115ページ、116ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 117ページ、118ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 119ページ、120ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 121ページ、122ページ。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 122ページで、先ほどもちょっと同僚議員からございましたけれども、福島県空き家対策総合支援事業補助金、これが264万円ほどあります。

前年度から比べれば189万ほど多くなっておりまして、これ見ますと、事業設定の中で定住の促進を図るんだというような事業目標がございますけれども、この内容について簡単なことで結構ですから、ご説明願いたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） 答えいたします。

こちらの空き家対策の事業でございますが、正式に県のほうで条例等決まりまして、新たに、令和6年度は試行的に始まったんですが、令和7年度から正式に始まる事業でございます、町内外から来る方の空き家の利活用という形の補助でございます。

こちらは、来る方によって改修費用もろもろ2分の1ずつの補助が入るものでございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 空き家の利活用ということで、2分の1が補助対象だということなんですけれども、これについて、今現時点で対象とされる物件等については何件くらい想定していますか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） 答えいたします。

空き家対策の調査の中では、すみません、手元にちょっと資料がないんですが、約9件ほどはいいという方がいるんですが、その中で我々が精査をしますと、家が古く、改修にもかなりお金がかかり、ちょっと使うのは厳しいかなというのが約半分近くございますので、おおむね5件程度という認識でございます。

○議長（緑川栄一君） 123ページ、124ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 125ページ、126ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 127ページ、128ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 129ページ、130ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 131ページ、132ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 133ページ、134ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 135ページ、136ページ。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 136ページですけれども、会計年度任用職員ということで、これは最後の項目の中で教育費だったので質問したいんですけれども、会計年度任用職員は各課に配置、任用されておりますけれども、全体的に町内で何人雇用されているのか。この金額についてはどれくらいだということはちょっと言っていなかったんでお聞きしませんけれども、全体の給与、報酬も含めて、期末手当等々も含まれておりますけれども、金額は結構ですけれども、何人くらい各課に配置、任用されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

令和6年度につきましては、会計年度任用職員としましては、実数で45名を雇用させていただいております。

これは、役場庁舎の中、こども園、放課後児童クラブ、小学校、中学校、公民館、健康管理センターですか、その場所に張りつけさせていただいております45名、令和7年度予算的には1名増して46名の予算を計上させていただいております。

1億6,200万ほどの人件費と呼ばれる経費は令和7年度計上させていただいております。ちなみに、これは令和6年度よりは100万ほど低い金額になってございます。それは予算的な話でございまして、令和6年度の当初予算は人数が多かったということで、令和7年度はより近い数字ということで人数減させていただいております、そのような金額になってございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 45人から1人増えて100万下がるということなんですけれども、これは私、他町村もちょっといろいろお聞きしましたら、かなり今、人数を減らそうというような動きの中でやっているところがかなり多かったんですね。何件か聞いたんですけれども。

この中で、今の45人、46人というのが、町の会計年度任用職員としては適正な人数だというのは、今の認識ですか、今のところ。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

まず、令和6年度の当初予算では55名の雇用の予算をいただいております。それが実数として45名だったということで、実際に即した人の数を雇わせていただいたということになりまして、実質は45名だったということでございます。

また、そういうことで、人数の減ということで、実際46の人数の人件費を計上させていただいております。

これは、より現実に近いものということでございまして、あくまで予算でございまして、結果どうなるか分かりませんが、必要な人数を計上したというところでございます。

○議長（緑川栄一君） 暫時休議いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 136ページの照明設備改修工事という形で、これ何度も話になっておりますけれども、この照明設備というのは、どこの場所のどういうものかということになりますか。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） お答えいたします。

小学校の校舎の照明設備をLED化する工事となっております。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） LEDということは、これから全てそういう状況になると思いますが、これ小学校ということですが、中学校はLED化をしなくても大丈夫なんですか。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） 現時点で、小学校の工事だけを考えております。

○議長（緑川栄一君） 137ページ、138ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 139ページ、140ページ。

4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） これちょっと前にもありますけれども、ここにも入っていますけれども、検定、英語検定、漢字検定、あと数学でしたか、数学・算数検定の、これについての実績と、特に英語だけちょっと聞きたいんですけど、何級を受験して何級を受かったとか、そういう細かいことを聞いてよろしいですか、今。簡単で結構ですけれども。

○議長（緑川栄一君） 教育長、渡邊宏文君。

○教育長（渡邊宏文君） お答えいたします。

小学校は漢字検定、これは先月、中学校も漢字検定は先月、そして数学検定と英語検定、全て終了しました。ただ、現時点で結果はまだ学校のほうに届いておりませんので、結果が出たらお知らせできるような形になりますので、遠慮なく教育委員会等にもお問合せいただければと思います。

○議長（緑川栄一君） 139ページ、140ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 141ページ、142ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） ここの中に、中学生放課後学習委託とありますが、この委託料は誰に支払うお金ですか。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） 指導をお願いしています民間の事業者になります。講師を派遣していただいている業者になります。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 民間ということになれば、塾みたいな、そういう感じのことになるのかというふうに想像できるんですが、この事業は、これは学校の指導要領の中からこういうことをやっているという状況なのか、それとも学校の指導要領ではない状況の中で、町の支援を受けてこういうことに取り組んでいるのかということはどうでしょう。

○議長（緑川栄一君） 教育長、渡邊宏文君。

○教育長（渡邊宏文君） お答えいたします。

この事業につきましては、実は私が古殿中学校の校長時代に町のほうに要請して始まりました。なぜ始まったかといいますと、当時、古殿町から石川町の学習塾に、部活動を終えて夜行っている姿が見られました。なかなか、その送迎と家族の協力も大変だったと思うんですが、私はそれを見て、学習塾に行くのではなく、学習塾から来てもらって、学校で子供たちの進路指導をお願いできないかというようなことを町のほうに要請しまして、そういったことが事の始まりであります。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 当然、複数年度にわたって実施されているということだと思いますけれども、この放課後のということは、基本的に部活の状況等々考えますと、なかなか難しい状況もあろうかと思いますが、これは3年生のための事業という形でいいですか。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） お答えいたします。

そのとおりです。3年生の希望する高校に進学するための指導ということになりまして、9月から実施して、2月までの期間を実施しております。

○議長（緑川栄一君） 143ページ、144ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 144ページに説明がありますが、就学援助という問題は、これはもはや自治体が存在する中で、ずっと続いてきているということですが、この就学援助の金額が66万4,000円ということですが、これはほぼ変わりのない状況で、これまでこういう対応をしてきた状況ですか。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） そのとおりです。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 今の生活環境や社会状況を考えると、なかなか大変な状況に各家庭ともある、子供さん

を持っている家庭がそういう状況にあるという中で、就学援助という問題は、全国的にも様々な形でいわゆる援助する内容が変化してきておるのも事実です。そういう点から、ある意味見直しを図るようなことも必要なときもあるかと思いますが、そういう点での協議などはしておりますか。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） お答えいたします。

年度によって、やっぱり経済的困難な子が増えたりということはあるんですが、支給に関しましては、国の指導を基に実施しておるところで、あらためて何か増やすということは特段考えてはなく、単価等が上がることも年々あったりもいたしますので、それに応じて対応しております。

○議長（緑川栄一君） 145ページ、146ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 147ページ、148ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 149ページ、150ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 151ページ、152ページ。

6番、佐藤一夫君。

○6番（佐藤一夫君） 細かいことで申し訳ございませんが、昨年度、ふくしま駅伝というのは我が町が参加できなかったんですね。今年度予算化しているということは、また何とか努力して参加する方向性で頑張るといふふうなことで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（緑川栄一君） 公民館長。

○公民館長（佐川富克君） お答えいたします。

選手の確保に努めて、出場できるように努力したいと思います。

○議長（緑川栄一君） 153ページ、154ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 町民水泳プールについて、お伺いをいたします。

町民プールの状況について、事業別の内容を見ますと、基本的に開館日数、利用者数については、いわゆるほぼ変わらない状況で令和5年度から今後の令和10年度まで載っておりますけれども、この内容については変化はないんですか。ほぼ、このぐらいの状況で推移しているということでしょうか。

○議長（緑川栄一君） 公民館長。

○公民館長（佐川富克君） お答えいたします。

開館日数につきましては、休業日がありますので、それに基づいてそのようになっておりますので、変わりはありません。人数については、ある程度毎月、人数のほうを報告いただいておりますけれども、ほぼ年々同じ人数できております。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 1人、2人の差の問題を話しているわけではなくて、ほぼ同じかということですので、

その状況下においてここの運営に関するいわゆる職員の方々いらっしゃいますけれども、この職員の方々が今置かれる状況では、人手不足等々はなくて、今の状況の中できちっと体制を整えてやっているということではないですか。

○議長（緑川栄一君） 公民館長。

○公民館長（佐川富克君） お答えいたします。

現在のところ、1人お休みになって、そのままお辞めになったということがあります。これに関しては、委託先のほうにお願いしまして、なるべく早いうちに人員の確保をお願いしているところでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） こういう場合の委託先というのは、どこに委託をして人員を確保するというふうになっておりますか。

○議長（緑川栄一君） 公民館長。

○公民館長（佐川富克君） プールの業務につきましては、シダックスのほうにお願いしております。そちらのほうに人員の確保をお願いしております。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） その際に、古殿町内から、町民の中からという優先事項などは、シダックスとは話し合った状況の中で募集がかけられるということにはならないんですか。

○議長（緑川栄一君） 公民館長。

○公民館長（佐川富克君） お答えいたします。

なるべく町内の方を雇用していただくようお願いはしております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ただいま同僚議員からプールに関してのお尋ねでございましたが、私もこの件に関して若干ちょっと触れたいと思いますが、今現在、燃料費高騰、光熱費等上がっておりますが、プールの使用料というのは改定の予定はございますか。

○議長（緑川栄一君） 公民館長。

○公民館長（佐川富克君） お答えいたします。

現段階のほうでは変える予定はありません。

○議長（緑川栄一君） 5番、佐川勇司君。

○5番（佐川勇司君） 154ページですよ。

○議長（緑川栄一君） 154です。

○5番（佐川勇司君） 工事請負費に、保健体育施設整備工事とあるんですが、これはどこの整備で、内容はどんな整備なんでしょうか。

○議長（緑川栄一君） 公民館長。

○公民館長（佐川富克君） お答えいたします。

ゲートボール場の外にありますトイレの工事でございます。

○議長（緑川栄一君） 155ページ、156ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 157ページ、158ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 159ページ、160ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 161ページ、162ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 163ページ、164ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 165ページ、166ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 167ページ、168ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 私は、令和7年度一般会計予算に反対の立場から討論をしたいと思います。

今年度当初予算概要の内容は、全体予算51億5,300万円が提示されました。示された予算における今年度の主要事業は、31の継続事業と19の新規事業となっております。

私は、これらの事業内容を精査した上で討論したいと思います。示された事業の中で、公共交通デマンドバス運行事業については、取り組むべき施策としてこれまでも質疑が繰り返されてきたものであり、もっと早急な取組となるべきでした。また、これまで数年にわたって要望されてきたゲートボール場のトイレ改修事業は、施設利用者にとって念願がかなったものと思います。

しかしながら、次の点を指摘しなければなりません。

まず、水田農業振興事業に関する問題です。私はこれまでも、そして現時点でも、古殿町の農業振興における各種の補助事業については、その支援がなければ担い手として役割を果たすことはできない、継続的な農業経営ができないとの認識に立っています。その観点から考えると、古殿町の現状は、水田農業については圧倒的に兼業農家が支えていると言っても過言ではありません。だとすれば、その形態を守り続けるためにも、兼業米農家支援がどうしても必要です。今年度予算で実施すべき施策だったのではないかと強く思います。

また、道の駅拡張工事予算編成の問題です。昨年度から取り組まれているこの事業は、基本構想を経て土地取得、造成設計から造成工事の流れで昨年度から予算がつけられています。しかし、昨年度においても総額が

示されておらず、今年度もまた総額は示されませんでした。今年度は拡張計画、基本・実施設計策定業務、造成工事の内容となっております。問題となるのは、基本構想、造成工事設計が出来上がった上で予算が執行されている状況において、総予算額が示されないなどはありませんということではないでしょうか。それとも、拡張計画が策定されなければ、全体像が見えないとして示さないのでしょうか。そうであれば、施策実施の順番が逆です。拡張計画の策定をまず行い、年度設定とともに予算総額を概算した上で議会に示すべきではないでしょうか。私は、これまでの当初予算10年間について見直してみましたが、主要事業において総額が示されていない事業は、本事業以外一つもありません。予算編成に大きな問題ありとしなければなりません。

私は、この主立った2つの問題を指摘し、令和7年度一般会計当初予算に反対するものであります。

○議長（緑川栄一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 私は、議案第18号 令和7年度古殿町一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

当予算は歳入歳出予算総額51億5,300万円、対前年比7.3%の増額予算であります。歳入の財源として、今年度に引き続き有利な財政措置のある地方債や基金の活用により、必要な財源の確保に努められていると考えます。

歳出における主要事業として、免許返納者の交通手段として期待されるデマンドバス運行事業、人口減少対策とも言える町営住宅など建設事業、町の活性化が期待される交流人口拡大事業、道の駅ふるどの拡張事業など、全て町民福祉の向上につながる事業となっていることを認めます。

しかしながら、道の駅ふるどの拡張事業においては、出入口を含む設計策定業務で多くの議論がありました。事業内容を精査し、議会に報告することを望みまして、本予算に賛成するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（緑川栄一君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和7年度古殿町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（緑川栄一君） 起立多数です。

議案第18号 令和7年度古殿町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第18、議案第19号 令和7年度古殿町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

なお、質疑は予算に関する説明書のページ順に行います。

169ページ、170ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 一番最初に、まずお聞きをしておきたいと思います。

国民健康保険税、税については前年度、今年度、ほぼ同じ予算が計上されておりますけれども、今年度、国保税の値上げという形にはなるかどうか、伺います。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） お答えいたします。

令和7年度の国民健康保険税につきましては、6年度の事業の確定がまだというところと、確定申告中で所得も定まらないということなどから、本算定の6月の時期まで明らかではないというところでご理解をいただきたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 171ページ、172ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 173ページ、174ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 175ページ、176ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 本予算の中で、他会計からの繰入金というのが、前年度から2,400万ほど増えておりますが、これはどういう内容で増えているかについて伺います。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） お答えいたします。

令和8年度より運用予定の国民健康保険事務処理標準システムの構築により、特別調整交付金の対象業務であります。令和7年1月から12月までの支出を令和7年度に、令和8年1月から12月までの支出を8年度に交付されるものでありますから、一旦一般会計からお借りするというところでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 令和11年度に国保税の平準化ということで、県内自治体は一律に同じ保険税になるという事は、もはや発表されておりますけれども、こういう今言われたような状況、令和8年度からという状況は、11年度の平準化を目指した上で取り組まれている内容というふうに考えていいですか。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） お答えいたします。

このシステム改修は、国からの指導でされるもので、全国的なものであります。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 国による指導の下で、そういうふうな展開がなされるということですよ。この状況ですから、併せて私聞いておきますけれども、これ7年度の予算となって、11年度というとまだ3年ほどの間はありますけれども、現段階で、古殿町の国保税の水準は、県が平準化をした場合には保険料として足さなければならない、いわゆる保険料が少ない段階で今やっているものが多くなるのか、それとも多く取っていたので

平準化されると少なくなるのか、そういう見通しについては今の段階では持っておりますか。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） お答えいたします。

県の標準が高いので、それに合わせて高くなっていくものと思われま

○議長（緑川栄一君） 177ページ、178ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 179ページ、180ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 181ページ、182ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 183ページ、184ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 185ページ、186ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 187ページ、188ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 189ページ、190ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 191ページ、192ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 193ページ、194ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号 令和7年度古殿町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第19号 令和7年度古殿町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第19、議案第20号 令和7年度古殿町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

なお、質疑は予算に関する説明書のページ順に行います。

195ページ、196ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 197ページ、198ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 199ページ、200ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 201ページ、202ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 203ページ、204ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 205ページ、206ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 207ページ、208ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 209ページ、210ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 211ページ、212ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 213ページ、214ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 215ページ、216ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 217ページ、218ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 219ページ、220ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 221ページ、222ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 223ページ、224ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 225ページ、226ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 227ページ、228ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 229ページ、230ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 231ページ、232ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 233ページ、234ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 質疑はありませんか。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） すみません、聞き漏らしがありましたので、聞きたいと思います。

211ページの介護サービス等諸費についてであります。ここで今年度と来年度の予算の内容を比べてみますと、3,000万円の違いが出ております。この3,000万円の違いというのは、どういう状況で発生するものですか。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

議員ご指摘の介護サービス等諸費の減額分でございますが、こちらのほうは居宅介護サービスということで、デイサービスの利用の分の3,000万円の減ということになっておりまして、予算を編成する際、今年度の実績もかなり大きく加味しておりまして、今年度のやはり利用の状況があまり上がっていなかったということもあり、現在の予算に反映させているところでございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そうすると、このサービスを受ける人たちの数が一定程度減少しているという、そういう状況の中で発生した金額だというふうに捉えていいですか。

○議長（緑川栄一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（生田目太郎君） お答えいたします。

議員ご指摘の点は、減額の要因の一つとしては間違いなくあるかと思われま。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 令和7年度古殿町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第20号 令和7年度古殿町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第20、議案第21号 令和7年度古殿町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

なお、質疑は予算に関する説明書のページ順に行います。

235ページ、236ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 237ページ、238ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 239ページ、240ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 241ページ、242ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 243ページ、244ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 令和7年度古殿町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第21号 令和7年度古殿町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第21、議案第22号 令和7年度古殿町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

なお、質疑は予算に関する説明書のページ順に行います。

245ページ、246ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 247ページ、248ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 249ページ、250ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 251ページ、252ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 令和7年度古殿町宅地造成事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第22号 令和7年度古殿町宅地造成事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第22、議案第23号 令和7年度古殿町簡易水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

なお、質疑は予算に関する説明書のページ順に行います。

253ページ、254ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 255ページ、256ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 257ページ。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 特別損失について、お聞きをしておきたいと思います。

その他特別損失として、比較67万5,000円ということになって、これは今年度までの状況だということですが、この金額は、いわゆるこれを使っている人たちの何件くらいが未納になっているという状況ですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

こちらの特別損失でございますが、過年度料金に対する引当金ということで、今でありますと、令和5年度以前の料金の部分となります。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） これは過年度分ということで、何年か分にわたっているということでありましてけれども、この特別損失には、いわゆる不納欠損という措置が取られることもあるんですか。そこをちょっと聞きます。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

不納欠損もございます。

○議長（緑川栄一君） 259ページ、260ページ。

[発言する人なし]

○議長（緑川栄一君） 261ページ。

3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 261ページの未収金の増減額、三角は増加ということでございますので、450万増加すると。そしてまた、未払金の減少額は508万2,000円ということでありまして、この内容をちょっと教えていただければと思います。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

こちらの450万でございますが、今現在の見込みということで計上させていただいております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ということは、今現在の見込みとして、450万未収になる予定ということでございますか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

一応、そのような予定でございます。

○議長（緑川栄一君） 263ページ。

9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 263ページ、負債の部、負債合計、真ん中より下のほうに6億9,848万2,551円とあります。そして、下から2行目、資本合計2億452万3,114円とあります。これ両方含めれば、前の資産合計と資本合計一緒になるわけですが、本来、負債合計と資本合計は、普通の場合大体、5、5というか5対5くらいな感じになるとは思いますけれども、この数字を見る分には、負債合計は3倍くらいになりますよね。その辺のことをちょっと説明してほしいんですけども。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） すみません、そこまでのちょっと資料がないため、留保させてください。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 資料ないのは分かりました。ただ、普通の場合ですと、実際は資本合計のほうが負債合計よりも多いのが普通の会社であろうかなと思いましたが、そういう意味ではこの水道事業も非常に苦しい経営状況なのかなというふうに思っていました。

以上です。

○議長（緑川栄一君） 265ページ、266ページ。

3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） すみません、265ページをお願いしたいと思います。

265ページの営業収益で、その他営業収益と雑収益について、その中身を教えてくださいと思います。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） 申し訳ございません、留保させていただきたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 267ページ。

8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） ちょっと聞きますが、これ私ちょっと分からないこれ。水道と下水は今、公会計、公営企業で作るわけですよね。すると、これは、この予算書とかなんかというのは、この前言った民間とか公営企業が作ってくるの、この書類とかこの資料は。町で作るの、これは。どちらで作るんですか、これ。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

ある一定程度までの資料は役場のほうで作りますが、最終的には今のところは業者さんに作ってもらっております。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） だから、私の頭ではちょっと分からないんですが、向こうで作ってくるんですよね。多分、そうですね。そうすると、こういうふうに取り扱えばいいのかな、今、松崎議員が言ったように、負債合計が6億9,000万ですよと、古殿町の水道は。資本が2億ですよということだから、あなたのところのいわゆるこの事業は、簡易水道事業は大変ですよと、これから。この前ちょっと説明を受けたとき、企業の人にも聞いたんですが、これ大変ですよと。こういう状況ですから、これからいろいろ布設替えをしたり、何をしたりかにをしたりするのも大変な状況になりますよということで、補助金、助成金もこれからは厳しくなるような

感じですよ。

ですから、水道料の値上げをしたり、あとは何かをするのも、こういう数字で自分のところで判断してくださいよというふうにとればいいのか、こういうのを見たときには、どうなんですかね。課長も答えられないと思うが、この予算というのは、どういうふうに見ればいいのかね。あと分からない、このキャッシュ・フロー計算書とか、その後のこういうふうに関の補助金が何とかとかかんとかとアンダーラインでなっていますが、これ分かる人はいるのかな、説明できる人。どういうふうに見ればいいのかね、議員としては。私の頭ではちょっと分からないんだけど、みんな分かるんだか何だか分かんないけれども、どういうふうにとればいいのかね、この予算書というのは。答弁できたらいいですよ。

○議長（緑川栄一君） すみません、暫時休議します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時13分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

先ほどの水道事業に関する貸借対照表の件に関しましては、ただいま若干調べておりますので、後ほど説明できる部分ができましたら説明していただくようにします。

よろしいでしょうか。

8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） あと二度としないですから、質問。聞いておきますから、分からないから。

それで、これ委託料となっているのが1,100万になっているんだけど、これを委託しておくわけだ、この企業に、総係費の委託料で1,100万。それから、前に言うておくが、下水のほうも1,800万で委託しているというふうに見ていいのかな。あと二度と質問しないですから、この件に関しては。そこだけ。

255ページの総係費というので、委託料で本年度1,100万で委託しているということか。この会計のことを作ってもらうために。それも課長、まだ分からないかな。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

こちらのお金は、企業会計を先ほど言いました委託している部分と、あとは次年度分に限りましては、この企業会計が適正に行われているか、計画書ですか、先5年、6年の計画を作るための業務も入ってございます、令和7年度の当初予算には。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 令和7年度古殿町簡易水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第23号 令和7年度古殿町簡易水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第23、議案第24号 令和7年度古殿町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

なお、質疑は予算に関する説明書のページ順に行います。

268ページ、269ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 270ページ、271ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 272ページ、273ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 274ページ、275ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 276ページ、277ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 278ページ、279ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 280ページ、281ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 282ページ、283ページ。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 令和7年度古殿町下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第24号 令和7年度古殿町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎追加議案の上程（議案第25号～議案第27号）

○議長（緑川栄一君） 日程第24、追加議案の上程を行います。

町長から、議案第25号、議案第26号及び議案第27号の追加提出がありました。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

#### ◎提案理由の説明

○議長（緑川栄一君） 議案第25号から議案第27号について、提案理由の説明を求めます。

町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 本日、追加提案いたしました議案3件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第25号 教育委員会教育長の任命については、現在の教育長である渡邊宏文氏が令和7年3月31日をもって任期満了となることから、再度、渡邊宏文氏を教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第26号 監査委員の選任については、現在の監査委員である鎌田一浩氏が令和7年4月7日をもって任期満了となることから、新たに佐川重俊氏を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第27号 工事請負契約の締結については、道路改良工事（社会資本整備総合交付金）町道下論田鵬巣線の指名競争入札を実施した結果、9,372万円で株式会社三森建設、代表取締役三森理有が落札したことから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

---

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第25、議案第25号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

なお、当事者であります教育長、渡邊宏文君の退席を求めます。

暫時休議いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時24分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

お諮りします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

本案は質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから議案第25号 教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（緑川栄一君） 起立全員です。

したがって、議案第25号 教育委員会教育長の任命については同意することに決定しました。

ここで、教育長に選任されました渡邊宏文君から挨拶をいただきます。

暫時休議いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時25分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

それでは、教育長に選任されました渡邊宏文君、ご挨拶をお願いいたします。

〔教育長 渡邊宏文君登壇〕

○教育長（渡邊宏文君） 改めまして、渡邊宏文と申します。

先ほどは、教育長の再任に対しまして議員の皆様のご同意をいただいたこと、心から感謝申し上げます。そ

れと同時に、重責に鑑み、身の引き締まる思いであります。

5年前に初めてここで挨拶をさせていただきましたが、当時は国内では新型コロナウイルスの感染拡大が見られ、時の総理大臣が3月上旬と4月中旬に全国の学校を一斉に臨時休業というような指示を発しました。そういう中で、現職に着任させていただきました。当時、緊張感を持って冷静な判断で適正な対応でということが求められる中、続けさせていただきましたが、改めて初心に戻って、そのことを忘れずに今後も取り組んでいきたいと思っております。

学校教育のみに目を向けましても、古殿小中学校、全学年とも令和11年には全て1学級になります。そして、中学校校舎老朽化の問題、さらには今後の小中学校の在り方、そういった課題が山積しておりますが、微力ながら皆様のご指導を賜りながら誠心誠意努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご厚意申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（緑川栄一君） 古殿町の教育行政の進展に向け、ご尽力をいただきますようご期待を申し上げます。ありがとうございました。

---

#### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第26、議案第26号 監査委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

本案は質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから議案第26号 監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（緑川栄一君） 起立全員です。

したがって、議案第26号 監査委員の選任については同意することに決定しました。

ここで、新たに監査委員に選任されました佐川重俊君から挨拶をいただきます。

暫時休議いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時30分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

それでは、監査委員に選任されました佐川重俊君を紹介します。

それでは、佐川重俊君、挨拶をお願いします。

〔監査委員 佐川重俊君登壇〕

○監査委員（佐川重俊君） ただいま監査委員の選任についてご同意をいただきました佐川重俊でございます。

監査委員の任務は初めてでありますが、4月8日の任期開始から、精いっぱい古殿町行政の監査を行ってまいりたいと思っております。

今後とも、よろしくお願い申し上げ、選任に対してのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（緑川栄一君） 古殿町の行政運営のご指導にご尽力をいただきますようご期待申し上げます。ありがとうございました。

〔監査委員 佐川重俊君退席〕

---

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（緑川栄一君） 日程第27、議案第27号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議案第27号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願の処理

○議長（緑川栄一君） 日程第28、請願の処理を議題とします。

請願第1号、第2号及び第3号について、総務常任委員長の報告を求めます。

3番、鈴木隆君。

〔総務常任委員長 鈴木 隆君登壇〕

○総務常任委員長（鈴木 隆君）

令和7年3月12日

古殿町議会議長 緑川 栄一 様

総務常任委員会委員長 鈴木 隆

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

付託月日、令和7年3月6日。

請願事件、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の結果、採択でございます。

記

付託月日、令和7年3月6日。

請願事件、請願第2号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願。

審査の結果、不採択でございます。

記

付託月日、令和7年3月6日。

請願第3号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願。

審査の結果、不採択でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（緑川栄一君） それでは、まず請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。この請願は委員長報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書は採択することに決定しました。

次に、請願第2号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

〔「議長、ちょっと動議を提出します」の声あり〕

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） 委員長にちょっと質問をしたいと思います。

○議長（緑川栄一君） これは、ありますので。この後に言いますので。

○8番（木戸久康君） 起立によってとなったから、今の請願第1号は質疑も何も求めなかったでしょう。だから、第2号も第3号も求めないと思って動議を出したんですよ。今、言ったでしょう、起立によって求めますと。起立してしまったら、もう決まってしまうでしょう。

○議長（緑川栄一君） それで、今この後がありますので、ちょっと待ってください。

○8番（木戸久康君） あるのね。質疑があるのね、はい。

○議長（緑川栄一君） この請願に対する委員長報告は不採択です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） 委員長にお尋ねします。

この請願、どう考えても、私は採択とか不採択なんていう請願ではないと思うんですが、よくこういう採択、不採択なんていう文言が出たと思うんですが、これ委員会で委員長、この請願をもんだときにどういう意見が出ましたか。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○総務常任委員長（鈴木 隆君） 木戸議員に申し上げたいと思います。

本定例会初日に、紹介議員よりこの議場で請願2号及び第3号の説明がなされました。総務常任委員会の会議の中で、その説明がなされたために、具体的な討論及び意見を賜らず、そのまま採決した結果、不採択いたしました。

以上でございます。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） 総務委員会でこの審議をするときに、これ不採択になったんだから、不採択の議員が多分多かったと思いますよ。その議員が何の発言もしなかったんですか、この件に関して何の発言も。

それから、賛成議員もいたと思いますが、賛成議員からも何の発言も委員会でこの請願に対しては発言がなかったんですか、今の話では。

○議長（緑川栄一君） 3番、総務委員長。

○総務常任委員長（鈴木 隆君） 採決後にご意見は、反対の意見は賜りましたが、不採択に対しての各議員の意見はありませんでした。

以上でございます。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） 普通は、採択か不採択かの決を採る前にいろんな議論をするのではないですか、議論を。それ議論も何もしないで、総務委員の人らは何も発言をしないで、はい、採択ですか、不採択ですかと言った

ら不採択となったんですか。今の説明ですと、そう取りますよ、どうですか。

○議長（緑川栄一君） 総務委員長。

○総務常任委員長（鈴木 隆君） 木戸議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） いいですか。紹介議員が岡部淳一議員だったんです、多分ね。そうすると、総務委員会ではどういう審議をしたか分からないのですが、岡部議員が発言したかしないか、それは総務委員会の判断ですから私は分からないですよ。ところが、何の議論もしないで、採択ですか不採択ですかというふうに採ったということですね。そういうふうにとっていいですか、もうこれが最後の質問に多分なるとは思いますが。もし誰かが発言したと言ったならば、その発言をしたことはやっぱり発表しなければ駄目ですよ、委員会としては、委員長としては。隠しては駄目ですよ。

○議長（緑川栄一君） 総務委員長。

○総務常任委員長（鈴木 隆君） 木戸議員にお答え申し上げます。

採決後のご意見でございますので、この場での発言は控えさせていただきたいと存じます。

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

同じ質問ですか。

〔「同じではないです」の声あり〕

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） 議長にお願いします。

この件は、国が、国会議員が30年もかけてもまだ結論の出ない問題ですよ、この件は結論は出ない。認めるか認めないかというのはまだ結論も出ないです、問題解決にならないと。それを、私個人は、これに対して、これから通るわけですが、自分で判断することはできませんから、まして総務委員会の中で何の意見もなくして、何の意見も出ないで不採択にしたなんてこと自体がちよっとおかしいと思っていますから。

ですから、私は自分の信念として、この採決には加わりませんから退席をお願いいたします。

○議長（緑川栄一君） はい、結構です。

○8番（木戸久康君） 第3号も同じくお願いします。

○議長（緑川栄一君） はい。

〔8番 木戸久康君退席〕

○議長（緑川栄一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 私は、委員会の中の話については答える立場にありませんので、詳しく申し上げるつも

りはありません。ですが、この第2号の請願に対して、不採択になったことに対して反対の討論をしたいと思  
います。

皆さんもご存じのように、ここ数日間の間に、経団連、連合という日本におけるいわゆる働く場を提供して  
いる人も、そこで働いている人の代表も、この意味合いについては推進する立場を取っております。ましてや、  
政党の中では、ほぼ自民党を除く全ての政党が賛成しているという状況であります。

私は、一人の人間として、どちらの姓を選んでもいい、それから自分が今までの姓を名のるという選択的と  
いう意味合いについては、世界中が認める方向性であると思います。

この請願そのものが通らないなどということは、あってはならないことではありますが、不採択となったこと、  
このことには私は強い憤りを持って反対の意思を示し、討論としたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） これで討論を終わります。

請願第2号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願を採択することに  
賛成の方は起立願います。採択することに賛成の方ですよ。

では、もう一度言います。請願第2号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出につい  
ての請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（緑川栄一君） 起立少数です。

したがって、請願第2号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願は不  
採択とすることに決定しました。

次に、請願第3号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出につい  
ての請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 第3号につきまして、不採択に反対の立場から討論をしたいと思  
います。

委員会の中身につきましては、先ほど同様、私のほうから申し上げるつもりはありません。

皆さんもご存じのように、本県のジェンダーギャップ指数が、つい先日発表されました。政治、行政、教育、

経済、4分野いずれも21位から46位の中にある。男女平等の度合いを示すデータから見ると、格差解消の動きは鈍いと見るべきであります。差別撤廃は、今さら言う問題ではなく、自分の周りの女性は家族、兄弟、この場に居合わせる女性の方々全てを含めた差別の撤廃であります。

私は、そういう状況で、今、まさに我々の周りのジェンダー問題がこれほど活発に議論されている状況の中で、我が議会がこのことについて不採択にするなどということは、全くあってはならないという憤りを持って反対の討論をしたいと思えます。

○議長（緑川栄一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（緑川栄一君） これで討論を終わります。

請願第3号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（緑川栄一君） 起立少数です。

したがって、請願第3号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願は不採択とすることに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時52分

○議長（緑川栄一君） 再開します。

---

#### ◎答弁保留の答弁

○議長（緑川栄一君） 先ほどの水道事業関係に対する説明をいたします。

地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） 先ほどの、最初の松崎議員から質問のあった件について、先にお答えしたいと思います。

先ほどの負債合計として6億、合計で9億ということでございましたが、上のほうに固定負債ということで、企業債がございます。3億5,700万ほどなんですけど、これと、流動負債合計ということで3,300万ほどございまして、合計で約3億9,000万、4億近いのが起債の借入額となります。

そのほか、長期前受金ということで、5番目にありまして、こちらは過去に補助金等で頂いたお金が資本金として約3億700万ほどありますので、これを差し引きますと危険な状態ではないという判断に、今のところ

なっております。

続きまして、265ページで、鈴木議員からご質問があった件ですが、ここのその他営業収益6万7,000円というのは、水道の新規加入者の加入金になっております。

続きまして、雑収益1万6,364円、こちらは過年度水道料の賦課誤りということで、使用料の新たに納付された額が特別利益ということで、別個収入として入っております。

以上でございます。

○議長（緑川栄一君） よろしいでしょうか。

9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 説明ありがとうございます。

ただ、いずれも経営状況はあまりよろしくない、そういうものは皆さんで確認したということです。ありがとうございました。

---

#### ◎発議の上程（発委第1号、発議第1号）

○議長（緑川栄一君） 日程第29、発議の上程を行います。

議会運営委員長、野崎喜彦君から、発委第1号の提出がありました。

また、鈴木隆君ほか1名から発議第1号の提出がありました。

職員に発議案を朗読させます。

なお、発委第1号については、条例の条文について省略させます。

また、発議第1号については、表題のみの朗読としますので、ご了承願います。

〔事務局長朗読〕

---

#### ◎提案理由の説明

○議長（緑川栄一君） まず、発委第1号の提案理由の説明を求めます。

4番、野崎喜彦君。

〔4番 野崎喜彦君登壇〕

○4番（野崎喜彦君） 発委第1号 古殿町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を説明させていただきます。

令和6年度の改選期から、議員定数を12から2人減らして10人としたのですが、その際、議会運営委員会の委員定数は6人のまま現状維持いたしました。しかしながら、その後、委員会定数も減らすべきではないかとの声があり、また議員定数が同じ町村の議会運営委員会の定数なども考慮しまして、議会運営委員会で再協議した結果、現在の委員定数を2人減らし4人としたいことから、本改正条例を提出する次第であります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緑川栄一君） 続きまして、発議第1号の提案理由の説明を求めます。

3番、鈴木隆君。

〔3番 鈴木 隆君登壇〕

○3番（鈴木 隆君） 発議第1号の提出に当たり、趣旨をご説明させていただきます。

賃金の上昇を上回る昨今の物価高が、労働者の家計を圧迫し、最低賃金で働く者の暮らしはより厳しい状況にあります。また、人手不足を補うための雇用形態の多様化は、低賃金、長時間労働などの問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引上げと早期発効は重要な施策と考えます。

以上の趣旨を踏まえ、地方自治法第99条に基づき、お手元に配付した意見書を提出するものです。

以上、ご説明申し上げます。

---

#### ◎発委第1号の採決

○議長（緑川栄一君） 日程第30、発委第1号 古殿町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

お諮りします。本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

発委第1号 古殿町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎発議第1号の採決

○議長（緑川栄一君） 日程第31、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（緑川栄一君） 日程第32、議員の派遣についてを議題とします。

古殿町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣予定は、お手元に配付したとおりです。

お諮りします。議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査申出

○議長（緑川栄一君） 日程第33、委員会の閉会中の継続調査の申出を議題とします。

議会運営委員長から、所管事務の調査のため、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（緑川栄一君） 異議なしと認めます。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（緑川栄一君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回古殿町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時01分